

意見書

2011年1月31日

総務省情報流通行政局

放送政策課

御中

〒100-8543

東京都千代田区内幸町2-2-1

日本プレスセンタービル7階

社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 芹川 洋一

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」について、別紙のとおり、意見を提出します。

【別 紙】

2011年1月31日

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」 に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省が示した「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に対して、下記の意見を述べる。

8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について

かねて当委員会は、言論・表現の自由は報道機関の自律によって守られるべきものであり、法律による規制はなじまないことを主張してきた。V-Low マルチメディア放送によって配信される「新聞電子版」に放送規律が適用されれば、行政機関による言論・報道活動への介入を招きかねない。新聞社等が新聞本紙やインターネットで提供している情報が、放送として提供される場合に限り規律が適用されるという矛盾が生じる。

V-Low マルチメディア放送では、蓄積型放送など従来の放送の概念と異なる新しいサービスの実現も期待されているが、その内容に対して放送にかかる規律が一律に適用されれば、「電子新聞」などのジャーナリズム活動のみならず、同放送の普及・発展が阻害されかねないとの危惧を抱く。

番組準則などの内容規制や放送番組審議機関の設置などの放送規律は、V-Low マルチメディア放送に適用すべきではない。

11. その他

メディア環境が大きく変化している今日、情報入手手段や言論の多元性、多様性は確保されていることから、メディア開発委員会は、機会をとらえて、マスメディア集中排除原則を緩和するよう求めてきた。とくに、V-Low マルチメディア放送では、放送対象地域と事業区域を分けることも考えられるが、一事業者が複数の放送対象地域で放送できれば、経営基盤の安定につながり、同放送の普及に資することになる。今回の制度設計にあたっては、同原則を緩和する方向で制度を設計すべきである。

以 上

平成 23 年 1 月 31 日
(社) 日本民間放送連盟

「V-Low マルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に対する意見

民放連はこれまで、「デジタル時代のラジオ放送の将来像に関する懇談会」「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」などにおける総務省の検討に、積極的に参加し、将来のラジオの在り方について真摯に対応してきた。そうした中で、今回の意見公募において、V-Low マルチメディア放送を現行アナログラジオと同様に公共性の高い放送メディアとして位置づけ、制度整備が進められることを評価する。

民放連では昨年12月、「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会(ラジオ研究会)」報告書で提言された“音声優先セグメント”に関して、加盟ラジオ全100社へ参入意向調査を実施した。その結果、96社が同セグメントへの参入を希望し、残り4社のうち3社も条件が整えば参入を希望すると回答している。このように、既存民放ラジオ事業者はV-Low マルチメディア放送への参入を前向きに検討しており、長年にわたりマスメディアとして培ってきたノウハウを活かして、この新しいメディアの立ち上げに大いに貢献できると考えている。

そのためにも、民放連は、“音声優先セグメント”の設置を切望するとともに、以下の意見を述べるので、今後の制度整備に反映していただくよう強く要望する。

1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について

V-Low マルチメディア放送の放送対象地域を原則として県域（三大広域圏のみブロック）と定めることに賛成する。ただし、広域圏内の県域放送については、既存ラジオ事業者の意向だけではなく、地元の自治体や地域住民の意向を十分に汲み上げたうえで、その実施の可能性を検討していただきたい。

2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて

放送対象地域内において一の受託放送事業者に免許を付与することに、基本的に賛成する。ただし、受託放送事業は長期的に安定した運営が前提であるとともに、受託放送事業者が恣意的に委託放送事業者を選別しないよう、公正・公平な運用を担保できる制度とすべきである。

3. 受託国内放送の全国展開について

三大広域圏など大都市部以外の地域にもできるだけ速やかにインフラを整備するため、受託放送事業者は全国1者とし、全国展開を行うための環境を整備・構築する工夫が必要と考える。

4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について

ラジオ研究会報告書の提言にあるように、V-Lowマルチメディア放送に“音声優先セグメント”を設定するべきである。民放ラジオ事業者は、60年間にわたり、報道、災害・防災情報、地域生活情報、娯楽情報等を伝え、地域情報メディアとして公益性の高い使命・機能を担ってきた実績がある。

また、前述のとおり、既存民放ラジオ事業者は概ね、V-Lowマルチメディア放送においてアナログラジオ放送の番組のサイマル放送を行いたい考えである。リスナーとの双方向性に優れたアナログラジオ放送が長年にわたり培ってきたリスナーとの信頼関係や、ラジオを核としたコミュニティは、V-Lowマルチメディア放送の立ち上げや普及に、必ず寄与できるものと確信している。

7. 委託放送事業者による災害情報の提供について

既存民放ラジオ事業者はこれまで、報道機関として災害情報を迅速に伝え、地域住民の安心安全を守る責務を果たしており、今後も、公共性の高い放送事業者としての、こうした自主的な取り組みを尊重していただきたい。一方、詳細な防災情報の入手が困難な委託放送事業者にとっては、ラジオ研究会報告書の提言にあるような、国・自治体レベルの強力な支援による「公的情報連携ASP」も有効な手段であると考ええる。

9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務の参入について

V-Lowマルチメディア放送という新たな「基幹放送」の立ち上げにおいては、過去の地上放送やBS放送と同様、NHKに対し、公共放送としての先導的役割を期待する。制度整備にあたっては、NHKの受託国内放送および委託放送業務への参入に制約を課さないよう要望するとともに、V-Lowマルチメディア放送の成立には民放事業者とNHKの協力体制が不可欠であると考ええる。

10. 受託放送事業者の選定手続き（周波数オークションの適否）について

V-Lowマルチメディア放送の受託放送事業者の選定手続きとして、周波数オークション制度を適用することに反対する。V-Lowマルチメディア放送はもとより、公共的役割を担う放送の周波数割り当てにあたり、事業者の選定手続きは落札金額の大小によるべきではないと考える。また、V-Highマルチメディア放送の受託放送事業者の選定手続きにおいて、周波数オークション制度を適用していないことから、V-Lowマルチメディア放送への同制度の適用は不適切である。

11. その他

◆ マスメディア集中排除原則の緩和要望

前述のとおり、既存民放ラジオ事業者がV-Lowマルチメディア放送においてサイマ

ル放送等を提供するための“音声優先セグメント”の設定が必須と考える。

放送法等改正に伴う今後の制度整備に向けて、民放連は本年1月20日付で総務大臣に、「マスメディア集中排除原則の緩和に関する要望」を提出し、既存民放事業者は携帯端末向けマルチメディア放送に参入可能とするよう要望している。

◆ アナログラジオ放送の今後について

アナログラジオ放送の将来を見通した放送政策や放送制度について、行政において早急に検討を開始することを要望する。アナログラジオ放送の将来をどう描くかは、既存ラジオ事業者のV-Lowマルチメディア放送への参入を含めた事業計画や、端末普及などにも影響すると考える。

◆ インフラの整備及び受信機の普及

民放連が、総務省「ラジオと地域メディアの今後に関する研究会 報告書素案」に対して提出した意見で述べたとおり、防災情報の提供など公共性をさらに重視した新たなメディアの端末を短期間で広く普及させるためには、放送事業者の努力はもとより、インフラ整備や受信端末の普及に関する国や自治体等の支援が不可欠であると考ええる。

◆ 電波利用料について

改正放送法においてV-Lowマルチメディア放送は、公共的な役割を強く求められる「基幹放送」と位置づけられており、その電波利用料の負担は、現行アナログラジオ放送と同様の軽減措置を適用することが適切であると考ええる。また、新たな放送サービスの普及・発展の観点から、導入当初は電波利用料を軽減するような措置が必要と考える。

◆ “音声優先セグメント”の参入条件について

“音声優先セグメント”の設定にあたっては、60年間にわたる地域に根ざすラジオメディアの実績等に鑑み、番組内容にかかわる事項は自主・自律的努力に委ねるべきである。また、ラジオ研究会報告書において、その条件として挙げられた自社制作番組比率などについては、民放ラジオ事業者の意見を十分に汲み上げて慎重に検討していただきたい。

以上

意見書

平成23年1月31日

総務省情報流通行政局
放送政策課 へ

郵便番号 651-0073

(ふりがな) こうべしちゅうおうくわきはまかいがんどおり

住所 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(ふりがな) うだがわさねゆき

氏名(注1) 宇田川真之

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会報告書」に記載のあるように、地域住民にとって重要な災害情報には、自治体から発表される情報が少なくない。具体的には、避難勧告などは自治体から発表され、その空間解像度は、町丁目単位となる。自治体によっては、各家屋内に設置した防災無線の受信端末を通じて、各住民へ防災情報を発信しているが、防災無線の戸別受信機は携帯には適しておらず、全戸整備した自治体の事例でも、避難勧告の聴取率は 5 割に満たない。(添付資料)</p> <p>したがって、防災無線を補完し、自治体からの防災情報を受信できる携帯端末の必要性は高く、該当する市町村の情報のみを放送・表示できる機能が望まれる。地域を特定する方法として、あらかじめ関心のある地域を事前登録する方法と、リアルタイムに端末の存在場所を特定する方法の 2 つを実装することが望ましい。具体的には、前者については、端末所有者の居住地や子どもの学校所在地などを、郵便番号や国土地理協会の住所コードなどの標準化された地域コードで設定する。後者については、GPS やみちびきなどの衛星測位からのデータを用いて取得する機能が必要となる。水害時には、土地勘の無い地域を自動車で移動中に、浸水地域に侵入し、犠牲となる場合も少なくないことから、走行中の自動車へ、避難勧告の発令地域を知らせたり、当該地域を迂回するよう誘導したりするナビゲーションシステムと連携する端末には、防災上の有用性が高い。</p> <p>また、ブロック内の多数の自治体からの防災情報を効率的かつ現実的に収集するために、放送局側のシステムにおいて、公的情報連携 ASP との連携が必須である。具体的には、総務省「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」において、提唱されている『安心・安全公共コモンズ』との連動が望まれる。</p> <p>『安心・安全公共コモンズ』の構築にむけた取り組みのなかでは、データ仕様の標準化も進められている。防災情報や地図情報の標準化されたデータと連携を行うことは、ユニバーサルデザインの観点からも重要である。マルチメディア放送において、標準化された災害情報データ（避難勧告の発令や、その対象地域）をもとに、様々な文字や音声（外国語など）、ピクトグラム（JIS コミュニケーション支援用絵記号など）へ、放送局側で自動変換し放送することにより、様々な障がい者への防災情報の保障を達成できると期待される。</p>

平成21年台風第9号
佐用川流域における避難と情報に関する住民調査
単純集計レポート

平成22年7月

東京大学総合防災情報研究センター

NPO 法人 環境防災総合政策研究機構

人と防災未来センター

— 目次 —

1. はじめ.....	1
1.1 本調査の概要.....	1
1.2 本資料に関する問合せ先など.....	2
2. 調査結果.....	3
3. 謝辞.....	30

1. はじめ

1.1 本調査の概要

1.1.1 背景・目的

2010年（平成21年）8月9日に発生した台風第9号の影響をうけ、兵庫県内播磨北西部から但馬南部では、9日から10日にかけて記録的な豪雨となった。佐用町では、洪水氾濫などにより、死者18名、行方不明者2名の人的被害をはじめ、1,700戸以上の家屋損壊などの甚大な被害をうけた。

本災害時の、住民への情報伝達や、避難行動などを明らかにすることによって、水害の際に、どのような避難が適切な避難なのか、さらに適切な避難を可能とする情報提供あり方などの検討に資することを目的に、住民アンケート調査を実施した。

1.1.2 調査対象地域

佐用町における、佐用川沿いの浸水域の地区（久崎、上月、佐用、長尾、円應寺、本位田、横坂、口長谷、宗行、平福）の住民を対象とした。

1.1.3 調査方法

久崎地区については、自治会長を經由して地区の全世帯に調査票を配布し、自治会長経由で回収した。久崎地区以外の各地区については、地図より判読した浸水域内の全世帯（503世帯）を調査員が訪問し、面接による調査を実施した。

1.1.4 実施時期

2010年2月に実施した。

1.1.5 調査機関

(1) 調査主体

- ・東京大学総合防災情報研究センター
- ・NPO法人 環境防災総合政策研究機構
- ・人と防災未来センター

1.2 本資料に関する問合せ先など

本資料は、アンケート調査の単純集計結果を取りまとめたレポートである。今後、クロス集計などの詳細な分析を行なう予定であり、調査結果を精査していく中で調査結果について多少の修正等が生じる可能性がある。本レポートの問い合わせ先を、以下に示す。

東京大学総合防災情報研究センター

宮川 勇二

Tel: 03-5841-5924 (代表)

NPO 法人 環境防災総合政策研究機構

松尾一郎

Tel: 03-3359-7971 (代表)

(公財)ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 人と防災未来センター 研究部

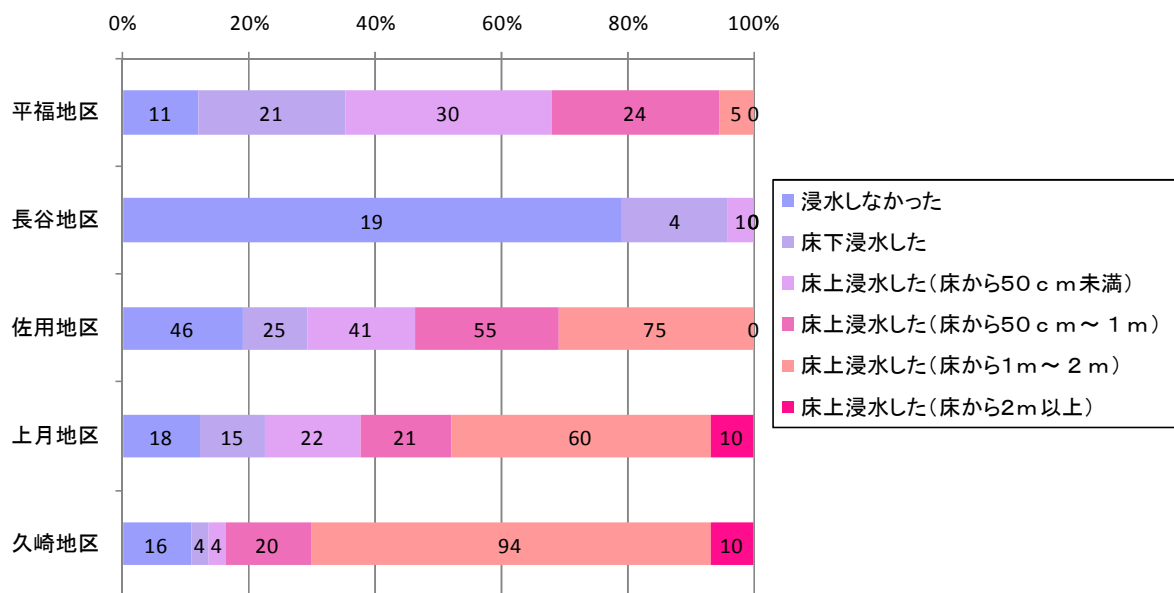
宇田川 真之

Tel: 078-262-5190 (直)、-5060 (代表)

2. 調査結果

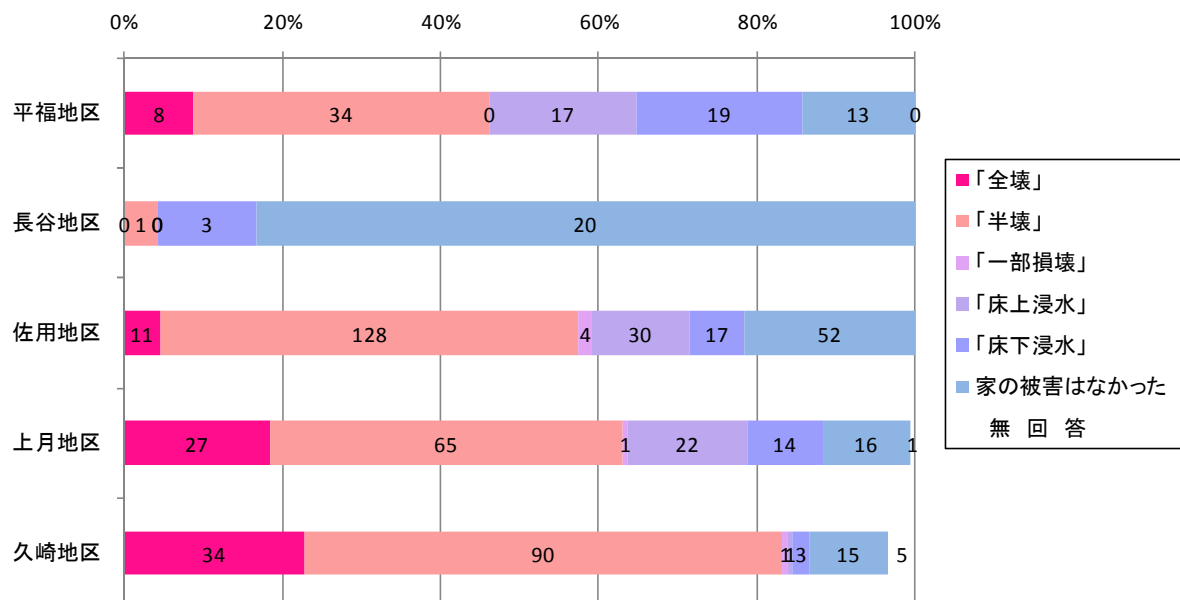
問 1. あなたの自宅は、浸水しましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

平福・佐用・上月地区の回答者世帯では、8割以上の世帯が浸水している。1m以上浸水した回答者世帯は、佐用地区では約3割、上月地区が最も多く約5割の回答者世帯に達する。



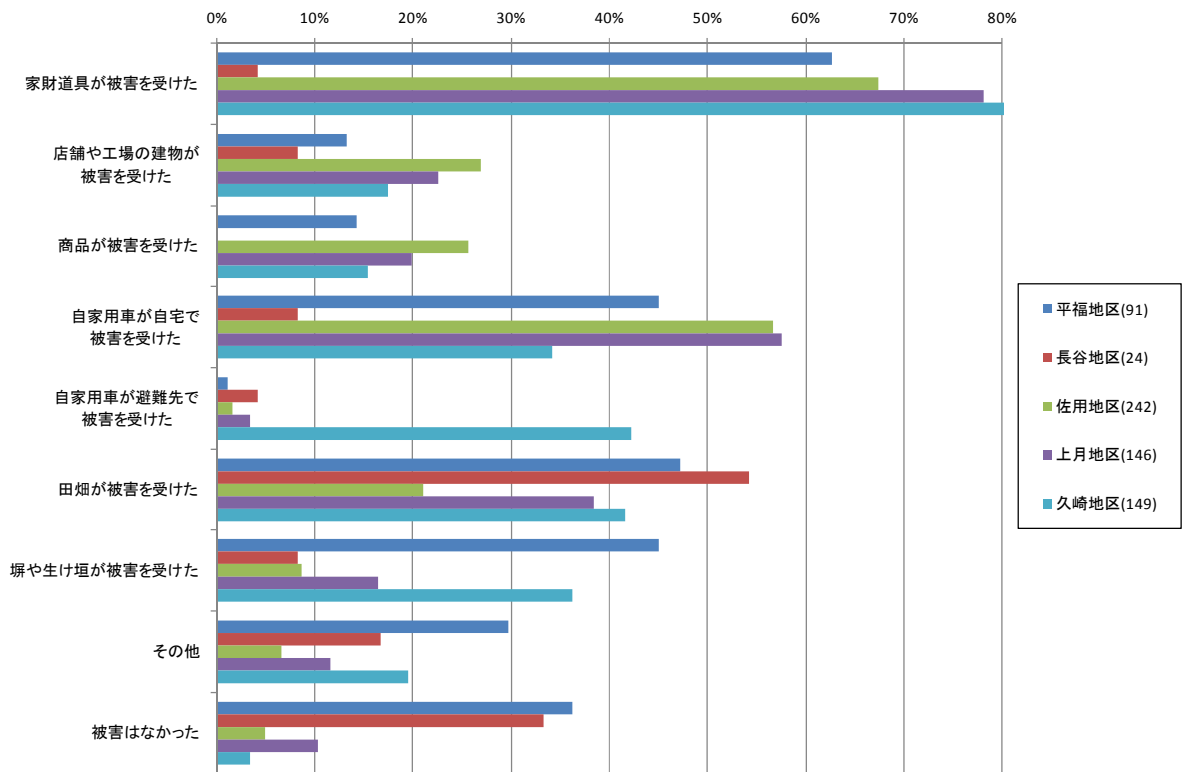
問 2. 今回の水害で、あなたの自宅はどのような被害を受けましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。(罹災証明上の被害をお答えください)

全半壊した回答者世帯は、平福地区で約4割、佐用・上月地区では約6割にのぼる。



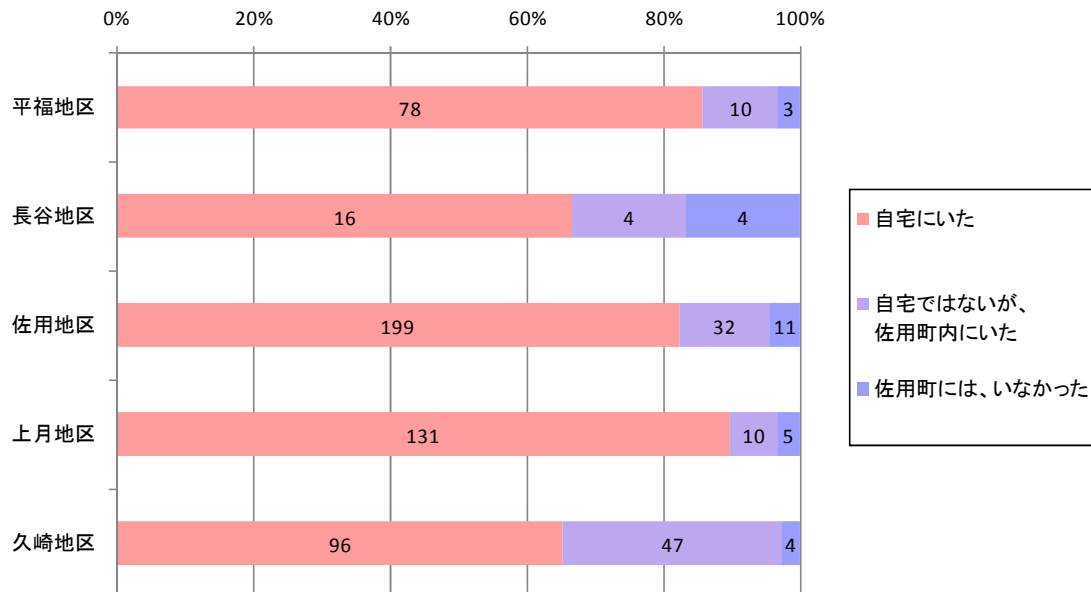
問3. そのほかにどのような被害がありましたか。あてはまるものを、全てお選びください。水害のおきた8月9日の夜8時から9時頃、あなたはどこにいましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

平福・佐用・上月地区では、自宅で自家用車に被害を受けた回答者が約半数におよぶ。避難先で自家用車に被害を受けた者は1割に満たない。



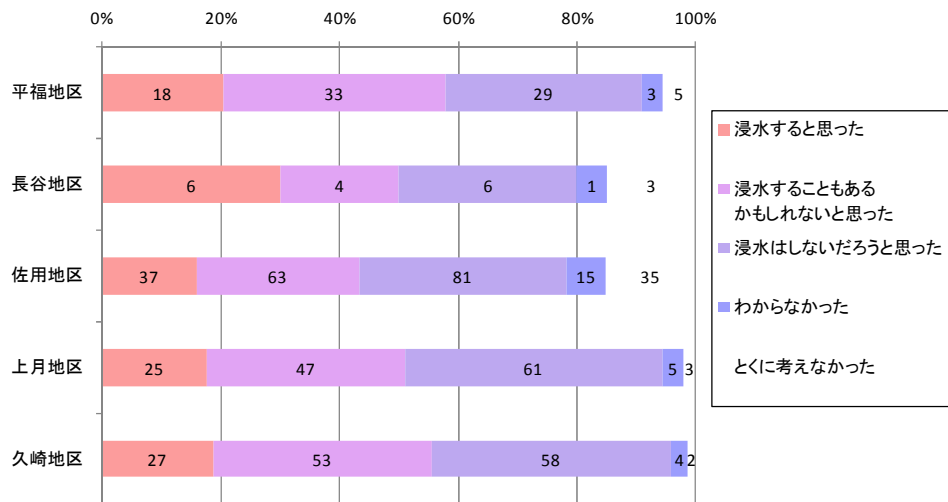
問4. 水害のおきた8月9日の夜8時から9時頃、あなたはどこにいましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

平福・佐用・上月地区では、8月9日の夜、自宅にいたものが8割を超え、佐用町内いた者が9割を超える。



問5. 大雨が降り始めてから、自宅が浸水する危険があると思いましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

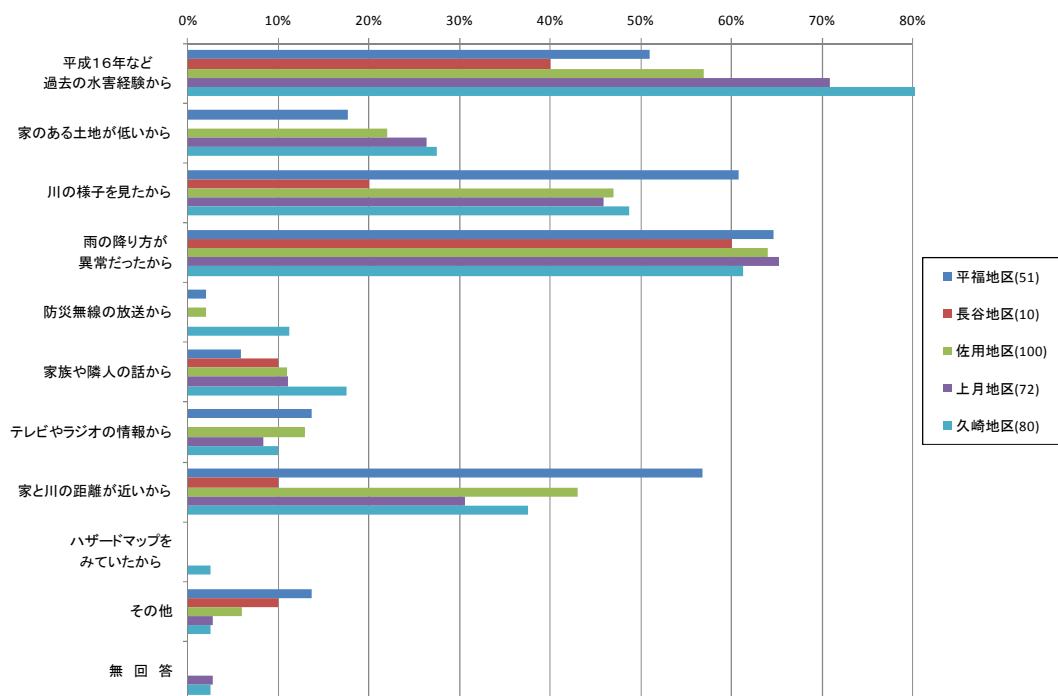
「浸水すると思った」あるいは「浸水すると思った」回答者が、全体の約半数を占める。園割合は、佐用地区が、他地区に比べやや低い。



(問5で「1.」または「2.」とお答えの方にお聞きします) 附問5-1. そのように思ったのは、どうしてですか。あてはまるものを全てお選びください。

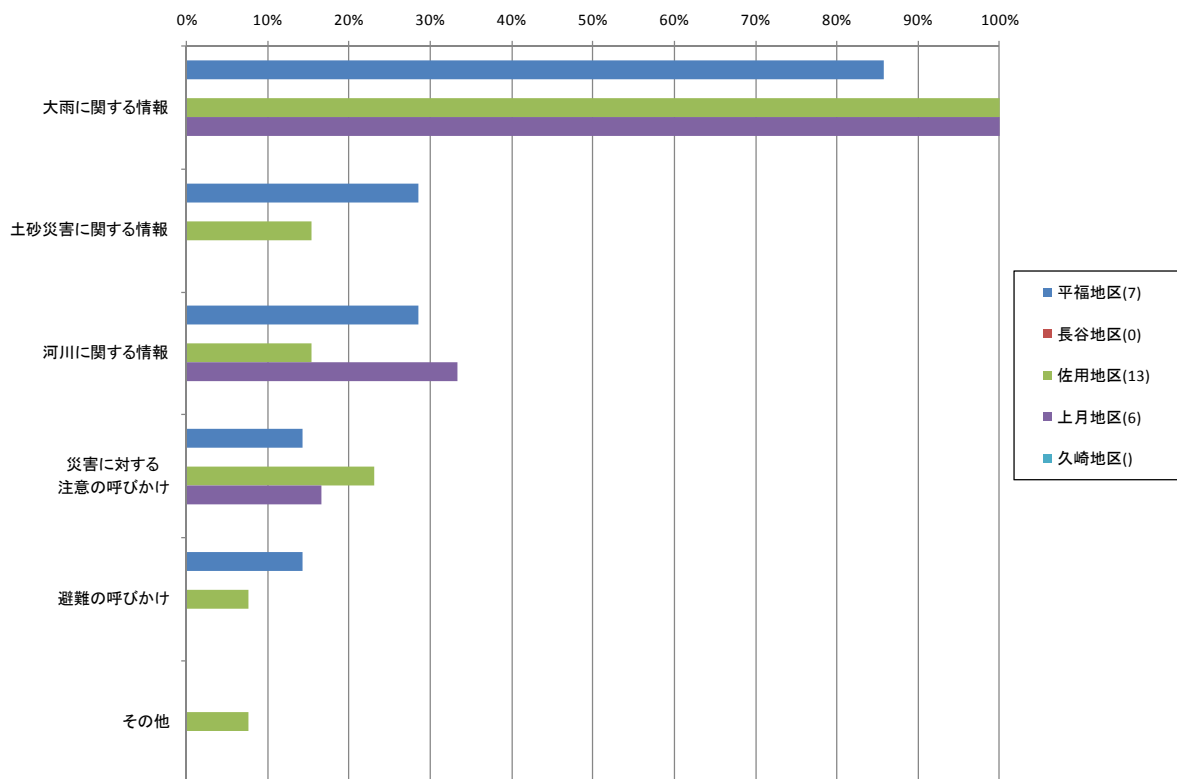
「浸水すると思った」あるいは「浸水すると思った」回答者がそのように思った理由として、佐用地区では、雨の降り方をあげるものが最も多く6割に及ぶ。この理由は、どの地区でも比較的多くいずれも約6割を占める。

ただし、上月地区では、「平成16年など過去の被害経験」を挙げる者がもっとも多く7割に達する。平福地区では、「家と川の距離が近いから」「川の様子を見たから」を挙げる者が比較的多い特徴がある。



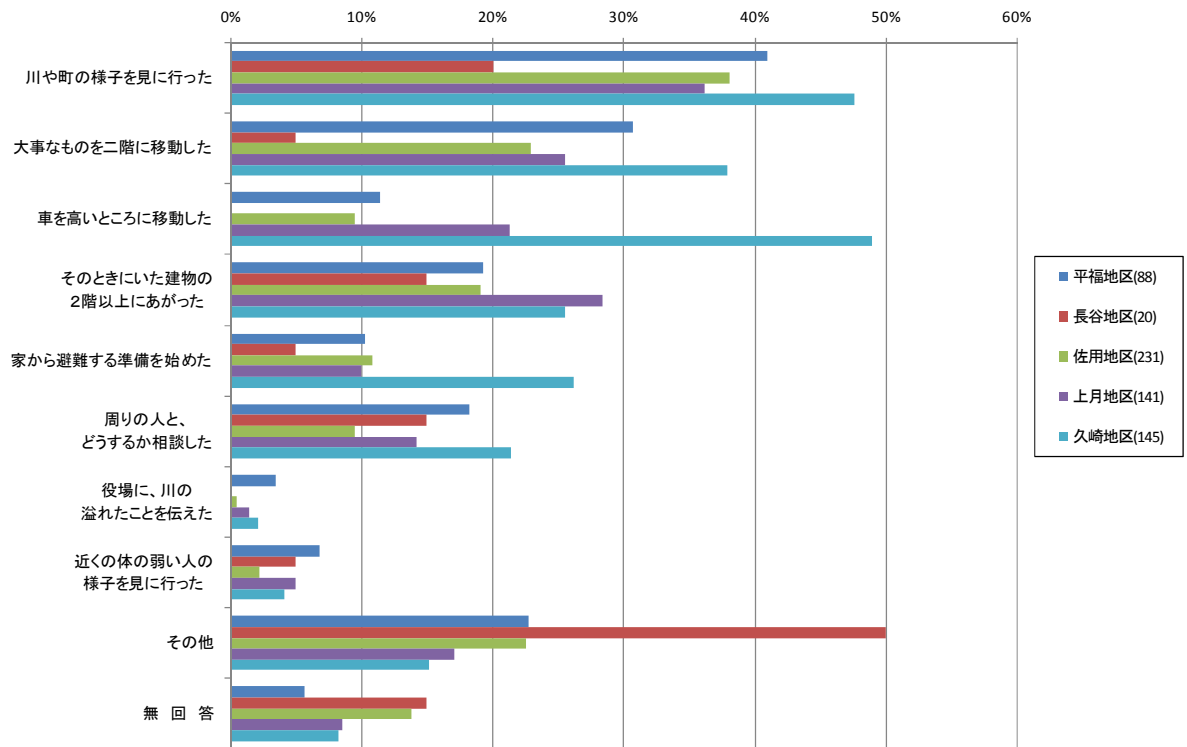
(附問 5-1 で「7.」とお答えの方にお聞きします) 附問 5-2. テレビやラジオで、どのような情報を聞いて、自宅が浸水の危険があると思ったのですか。あてはまるものを、全てお選びください。

テレビやラジオの情報から「浸水すると思った」あるいは「浸水すると思った」回答者が、テレビ・ラジオから聴取した情報としては、大雨に関する情報が最も多く 9 割を超える。これに対し、河川に関する情報は約 2 割程度、避難の呼びかけは 1 割程度にとどまる。



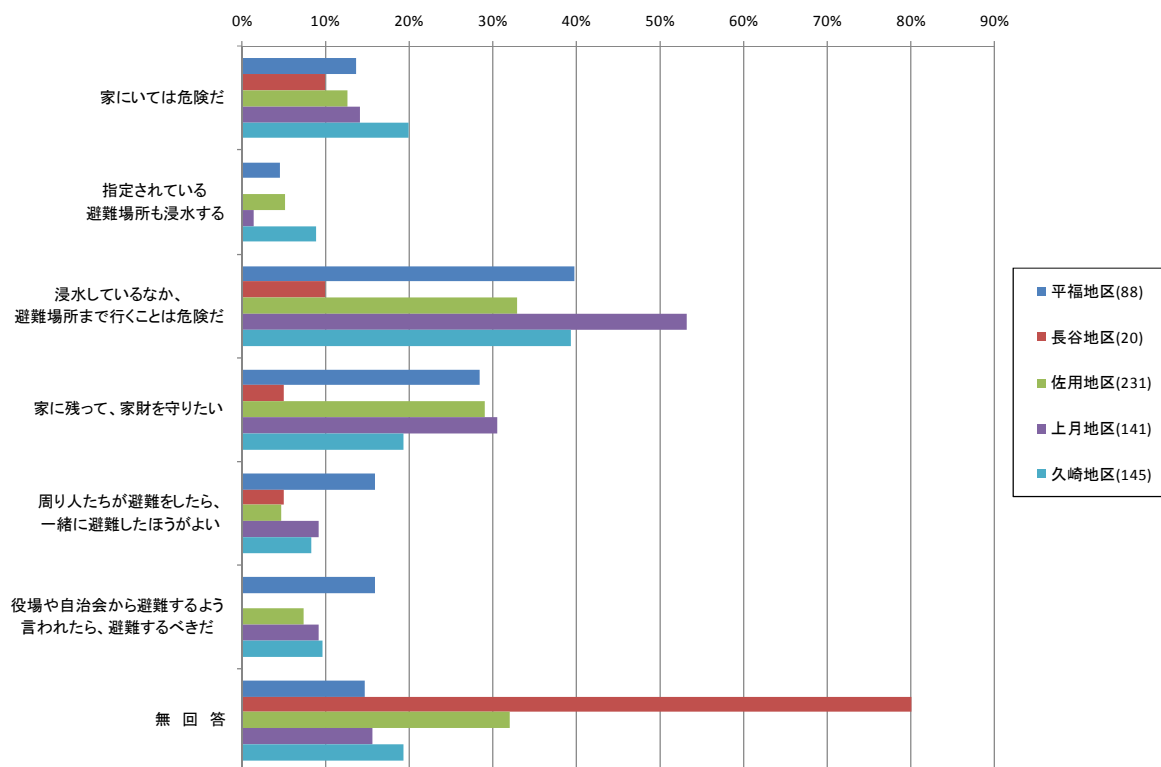
問6. 大雨が降り始めてから、あなたはどのようなことをしましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

大雨が降り始めてから行ったこととしては、川や町の様子を見に行った者が最も多く 4 割弱を占める。



問7. 家が浸水しはじめた頃、あなたはどのような気持ちでしたか。あてはまるものを、全てお選びください。

家が浸水しはじめた段階の気持ちとして、平福・佐用・上月地区において、最も多く挙げられたものは、浸水しているなか避難所まで行くことの危険性であった。



問8. 水害のあった8月9日以前に、水位が高くなるとサイレンがなることを知っていましたか。

問9. 19時45分頃に、小学校のサイレンが鳴ったのを、あなたは聞きましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

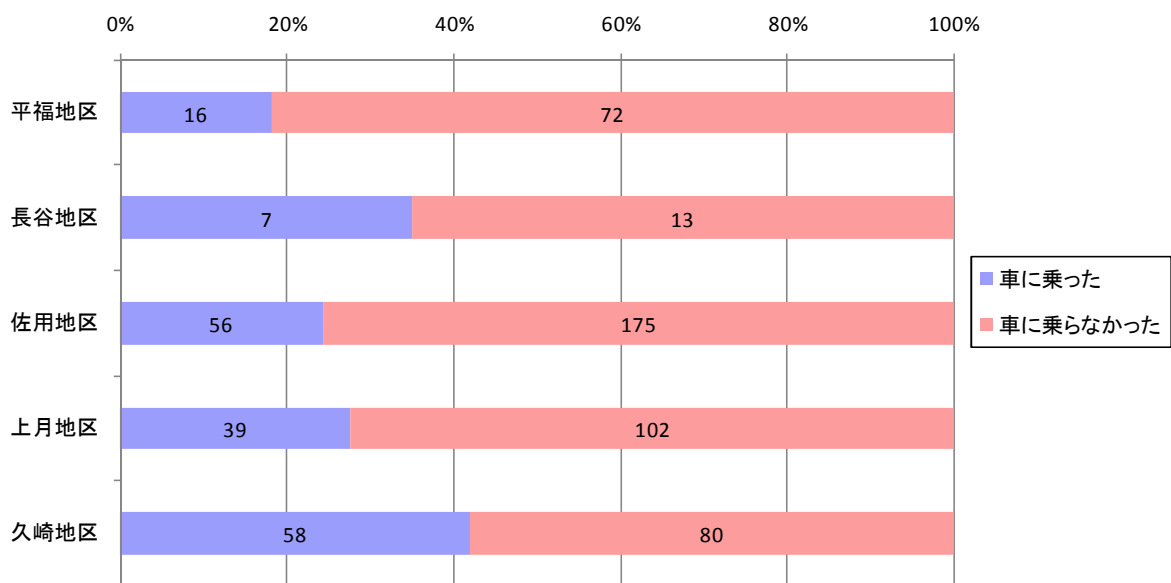
問10. サイレンの後、防災無線で「久崎の水位が避難判断水位に達しましたので、今後の情報に注意してください」と放送されました。あなたはこれを聞きましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

(問9で「1.」とお答えの方、もしくは問10で「1.」とお答えの方にお聞きします)

附問10-1. このサイレンや防災無線を聞いて、あなたは何をしましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

問 11. 8月9日の水害の最中に車に乗りましたか。

水害の最中に車に乗った回答者は、約2割であった。

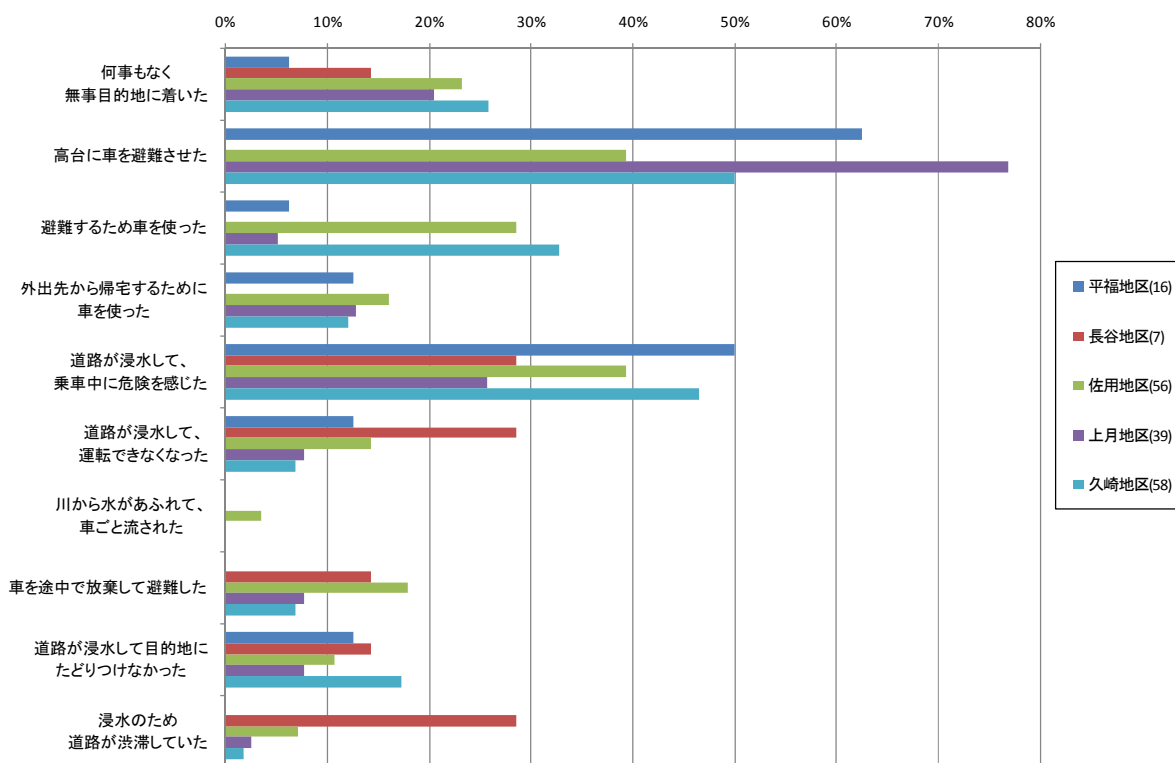


(問 11 で「1. 車に乗った」とお答えの方にお聞きます)

附問 11-1. あなたが車に乗っていたときの状況をお聞きます。次のうち、あてはまるものを、全てお選びください。

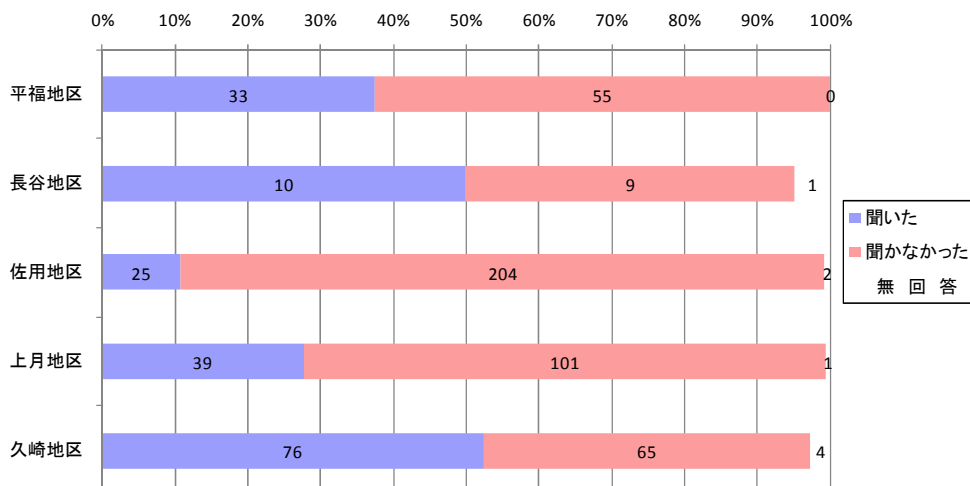
車に乗っていたときの状況として、高台に車を避難させた回答者は多く、平福で 6 割、上月地区で 7 割を超える。避難のために車を使った者は、特に佐用地区で多く 3 割に近い。

道路の渋滞により、車中で危険を感じた者、平福で 5 割、佐用地区で 4 割近い。長谷地区の回答者では、運転できなくなった者や、渋滞にあった者が多く 3 割に近い。



問 12. あなたは、今回の水害時、自治会長や隣保長の呼びかけをききましたか。

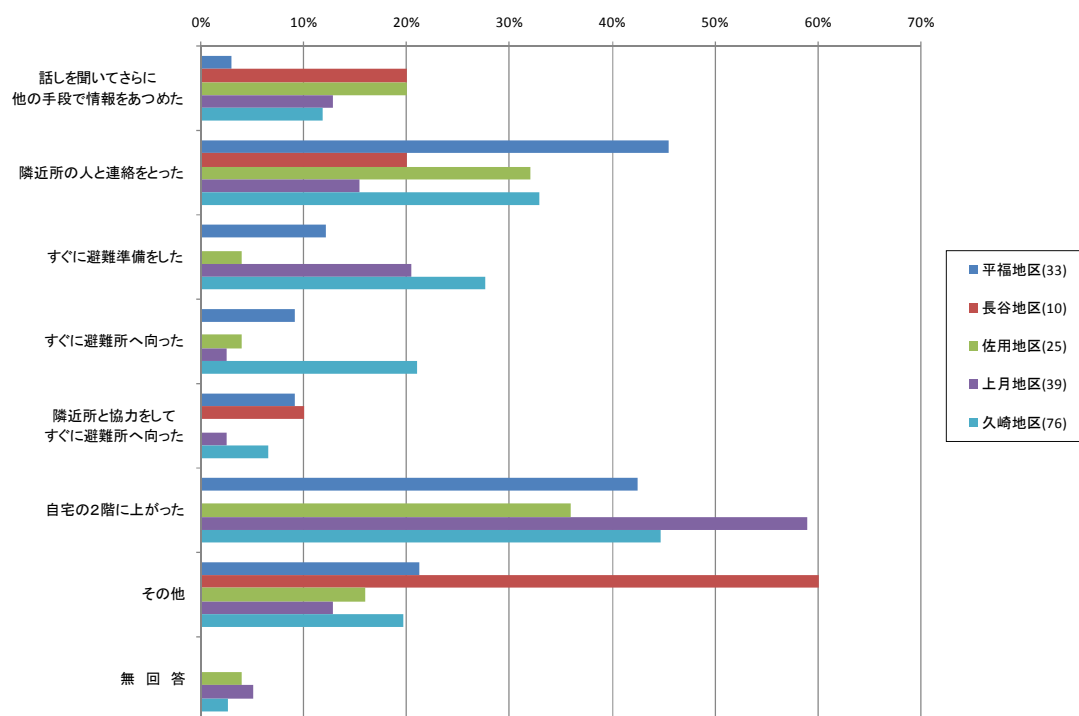
自治会長や隣保長の呼びかけを聞いた回答者は、平福地区で約 4 割、上月地区では 3 割を占めるが、佐用地区では 1 割に留まる。



(問 12 で「1. 聞いた」とお答えの方にお聞きします)

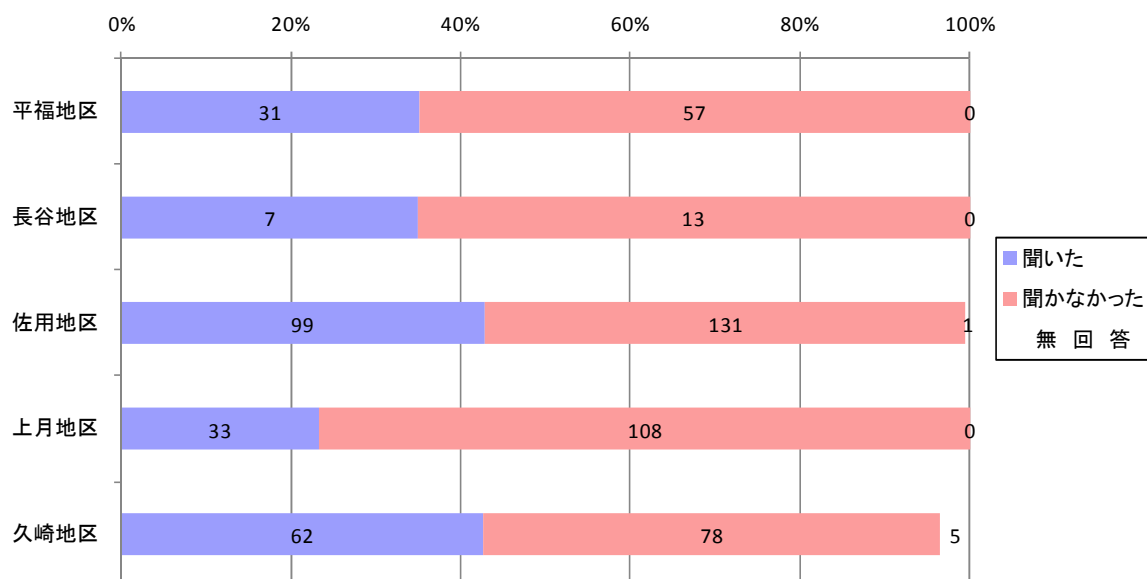
附問 12-1. 今回の水害時、自治会長や隣保長の呼びかけの後、どのように行動しましたか。
あてはまるものを、全てお選びください。

呼びかけを聞いた後の行動としては、上月地区では、自宅の2階に上がった者が6割、すぐに避難準備をした者が2割と比較的多い。これに対し、佐用地区・平福地区では、2階にあがった者のほか、隣近所と連絡をとった者が、それぞれ4割、3割と比較的多い。



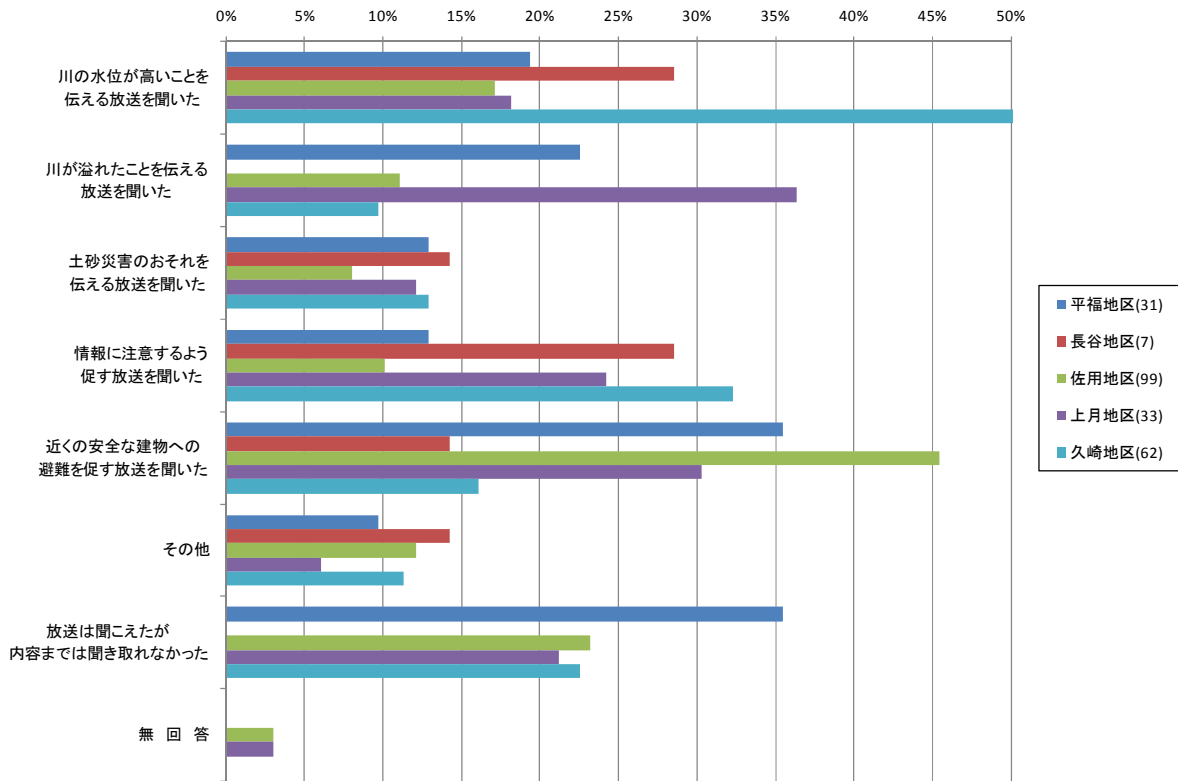
問 13 あなたは、9日の夜に、防災行政無線の放送を聞きましたか。

防災無線の放送を聞いた者は、佐用地区がやや多く4割を超えるのに対し、上月地区では2割強にとどまる。また、平福地区・長谷地区では、4割弱である。



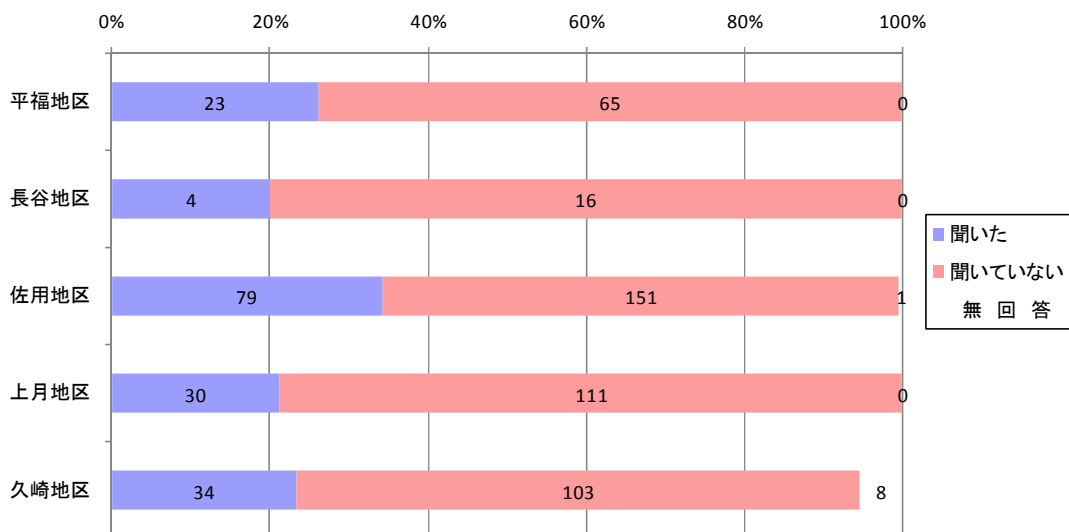
(問 13 で「1. 聞いた」とお答えの方にお聞きします) 附問 13-1. 防災行政無線で、どのような内容の放送を聞きましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

無線で聞いた内容をみると、上月地区では、溢水、および、近くの安全な建物への避難を促す放送を聞いた者が多く 3 割を超える。佐用地区では、近くの安全な建物への避難を促す放送を聞いた者が最も多く 4 割を超える。平福地区では、近くの安全な建物への避難を促す放送を聞いた者ととも、内容まで聞き取れなかった者も多く 3 割を超える。



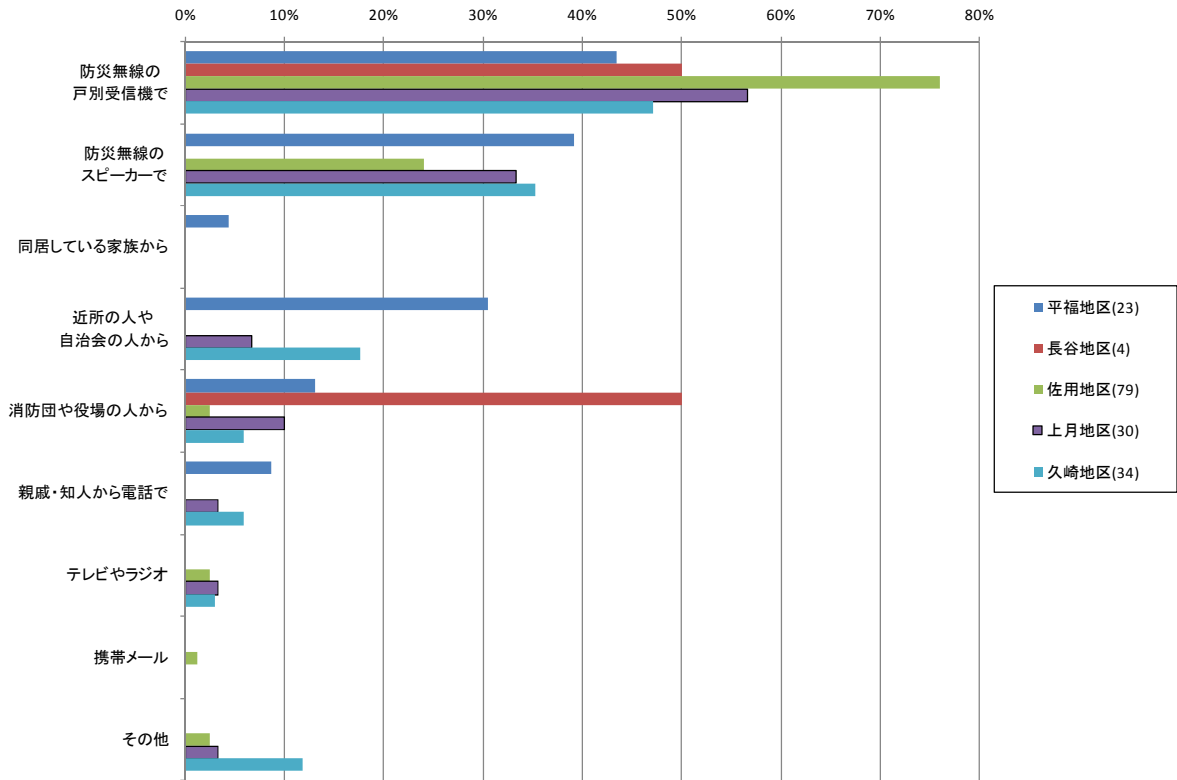
附問 14. 佐用町では、午後 9 時 10 分に佐用地区に、午後 9 時 20 分に全町に避難勧告を出しました。あなたは水害当日、この避難勧告を聞きましたか。

避難勧告を聞いた回答者は、2 割から 3 割程度であった。



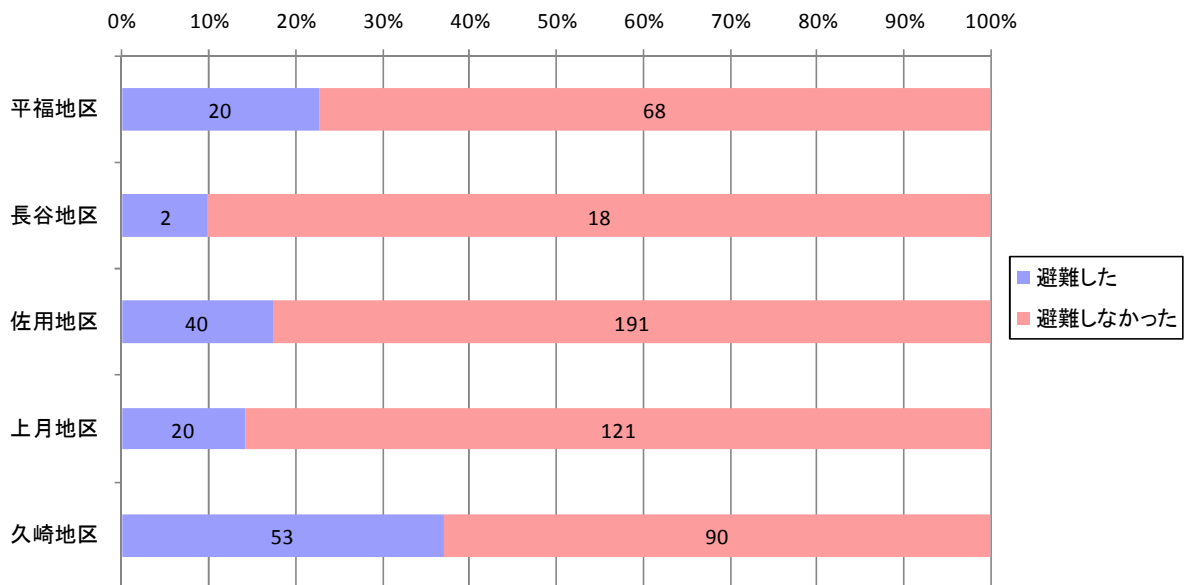
(問 14 で「1. 聞いた」とお答えの方にお聞きします) 附問 14-1. あなたは避難勧告をどこから聞きましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

避難勧告を聞いた媒体としては、全ての地区で防災無線が最も多く、佐用地区では 8 割弱、上月地区で 6 割弱、平福地区で 4 割強に及ぶ。これについて、屋外スピーカー多い。このほか、平福地区では、近隣の人から聞いた回答者も多く 3 割を超える。小夜ウッチ区では、



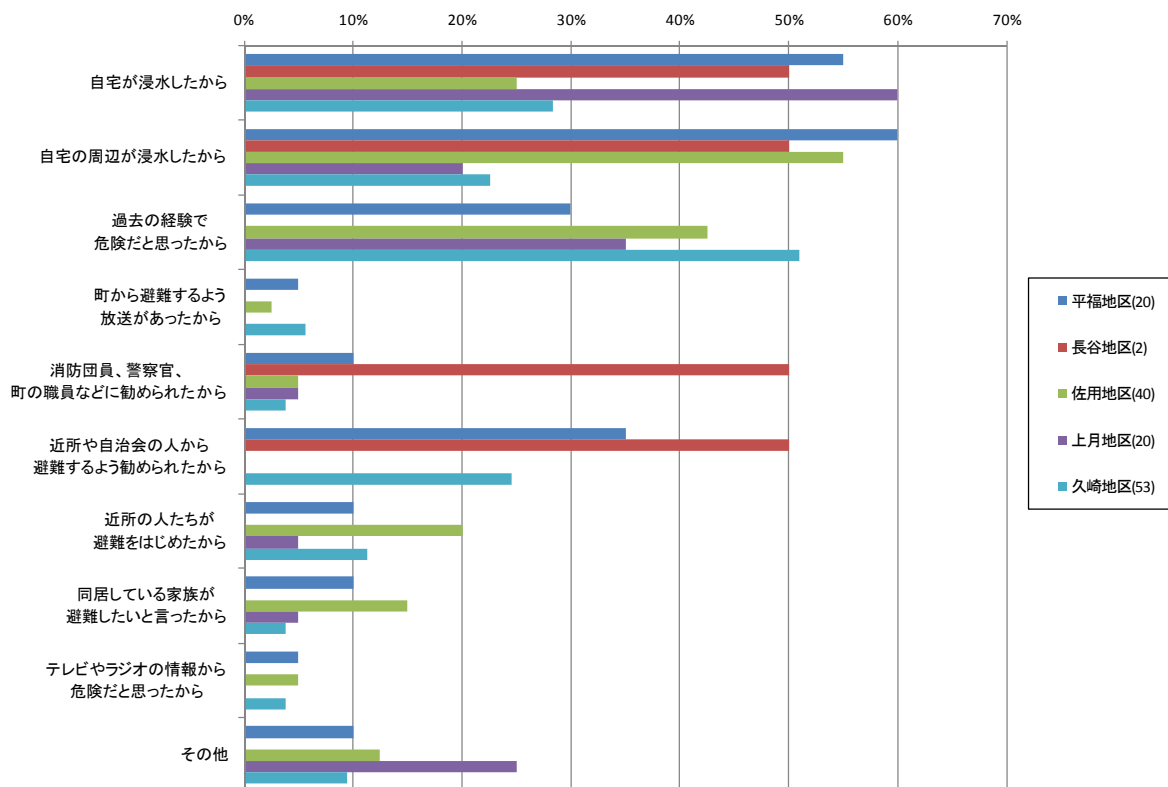
問 15 あなたは、自宅以外の場所へ避難をしましたか。

自宅以外へ避難した回答者は、1~2 割程度であった。



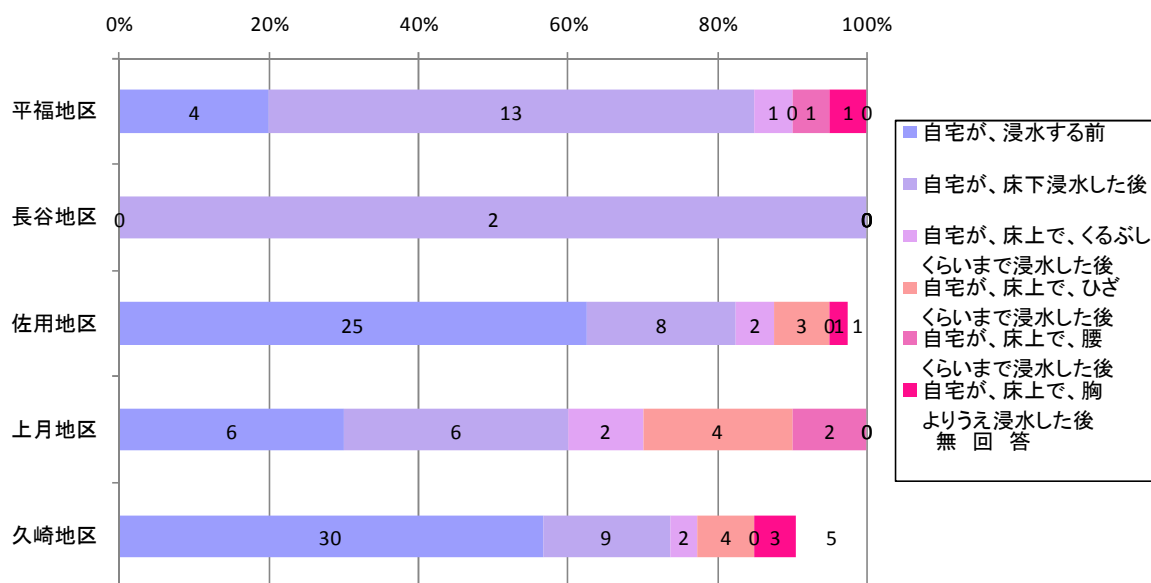
(問 15 で「1. 避難した」とお答えの方にお聞きします。[問 15-4 まで]) 附問 15-1. 避難をした理由は何ですか。あてはまるものを、全てお選びください。

避難した回答者が、その理由としたあげたものは、佐用地区では、「自宅の周辺の浸水」を挙げる者が最も多く 5 割を超える。これに対し、上月地区では「自宅の浸水」を挙げる者が最も多く 6 割に及ぶ。また、「平福地区では「自宅」と「自宅の周辺」の浸水の両方を挙げる者が多く。それぞれ約 5 割に達する。



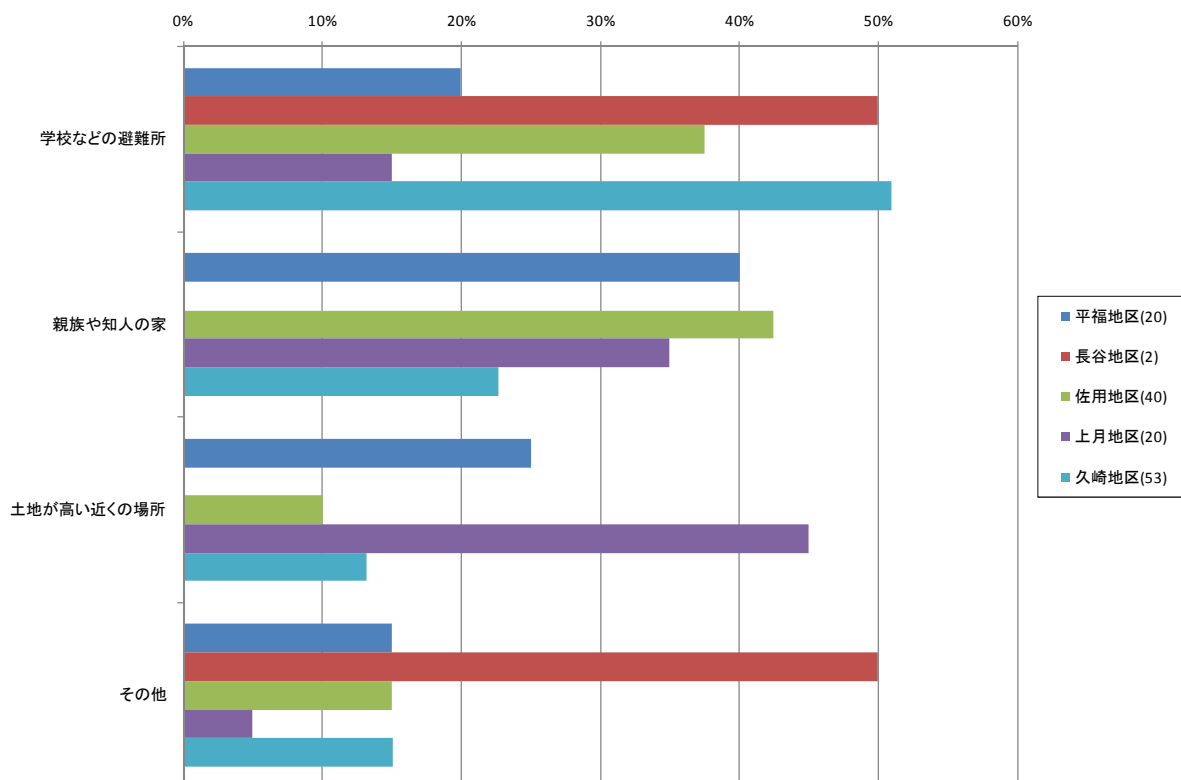
附問 15-2. 避難を始めたのはいつですか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

避難を始めた時期が、自宅の浸水する前であった回答者は、佐用地区では6割を超えるが、平福地区・上月地区では2割程度に留まる。



附問 15-3. どこに避難しましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

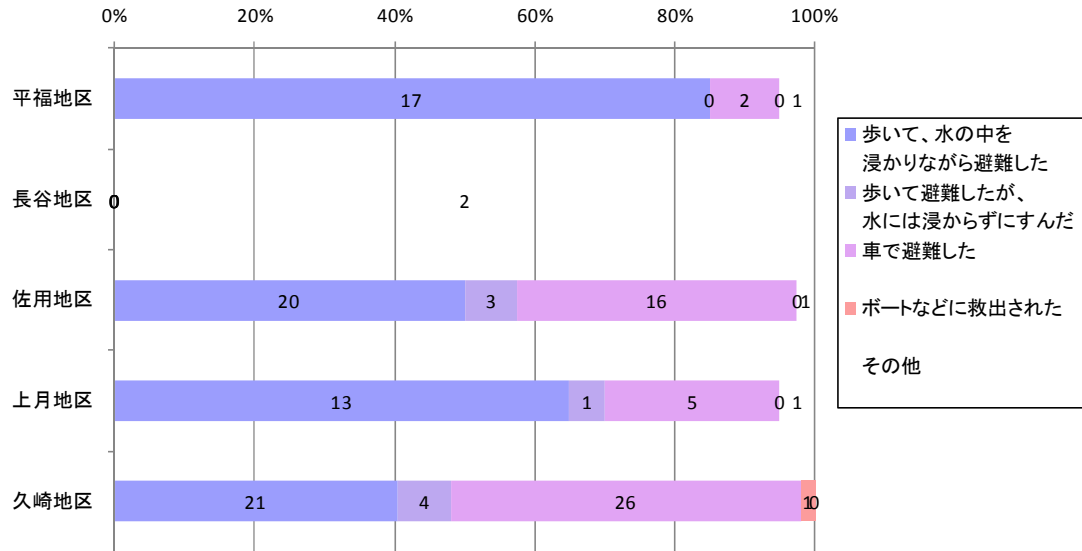
避難場所は、佐用地区・平福地区では、「親戚や知人の家」とした回答者が最も多く約4割を占める。これに対し上月地区では「土地が高い近くの場所」とした者が最も多く4割を超える。学校などの避難所へ避難した者は、佐用地区では比較的多く4割弱を占めるものの、平福地区・上月地区では2割以下に留まる。



附問 15-4. あなたはどのようにして避難しましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

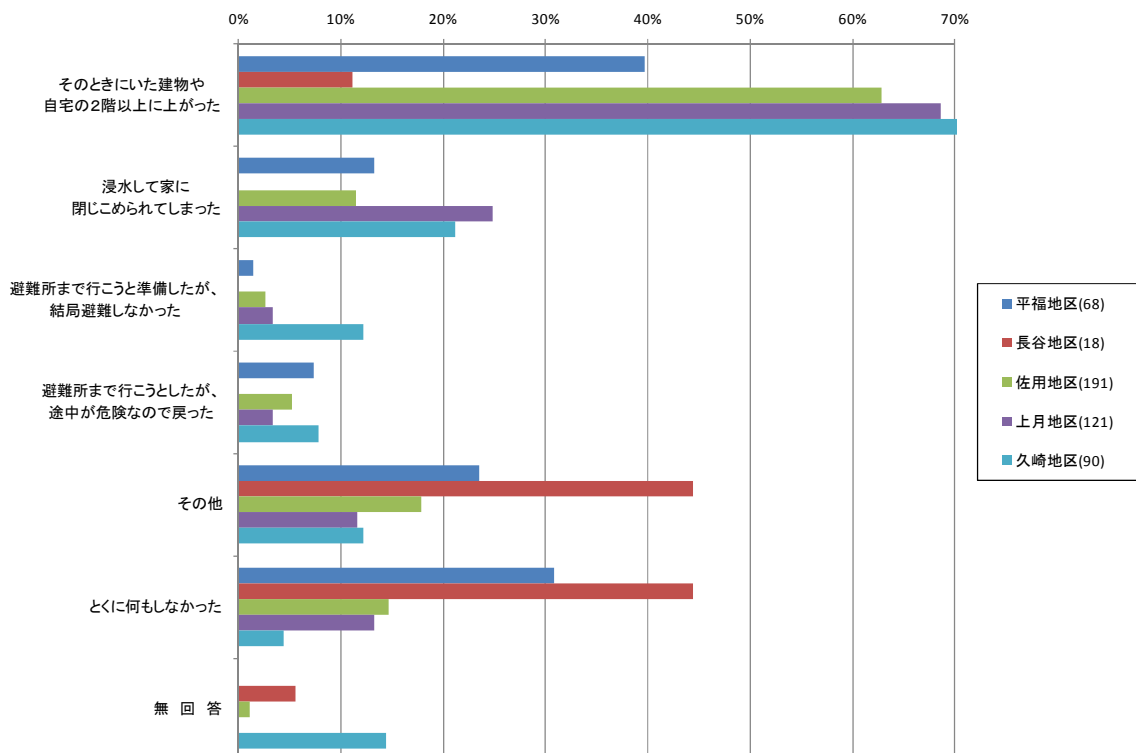
避難方法は、全地区で歩いて避難した回答者が最も多く、平福地区では8割を超え、上月地区では約6割、佐用地区では約5割を占める。これらの歩いて避難した者は、その大半が、水に浸かりながら避難していた。

車で避難した者は、佐用地区と上月地区で比較的多く、それぞれ約4割と約2割を占める。



(問 15 で「2. 避難しなかった」とお答えの方にお聞きします。[問 15-7 まで]) 附問 15-5. そのとき、あなたはどのような行動をとりましたか。あてはまるものを、全てお選びください。

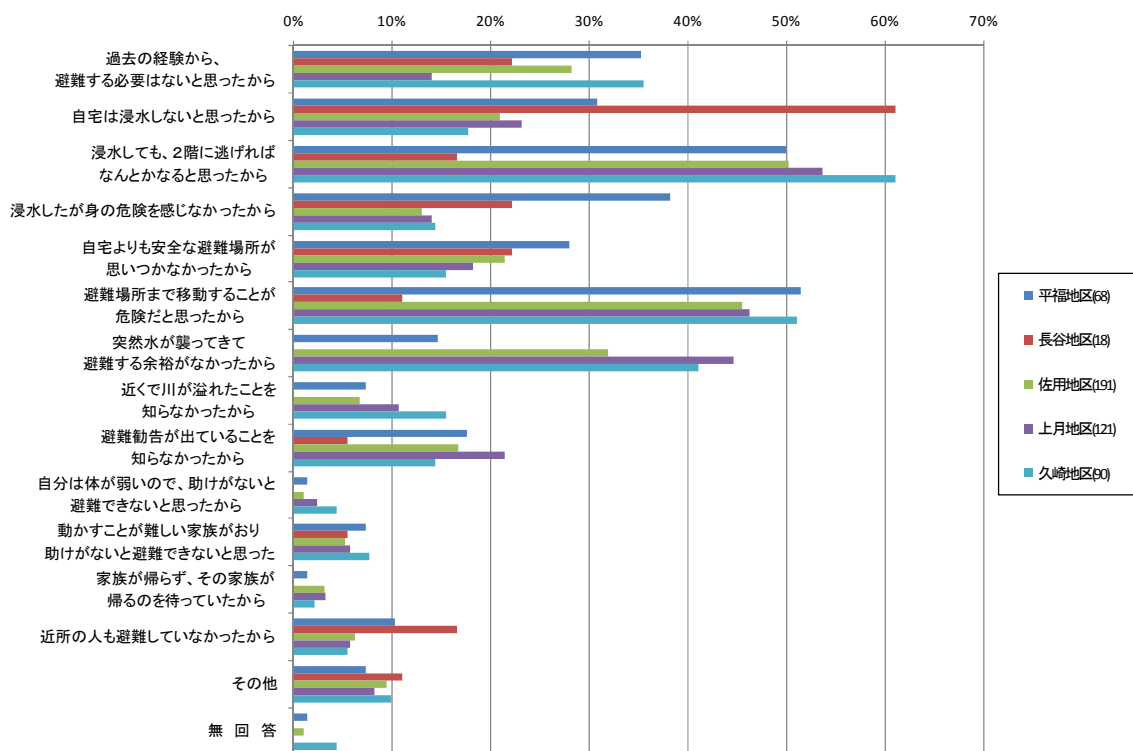
屋外へ避難しなかった回答者でも、2階以上に上がった者が多く、佐用・上月地区では6割を超え、平福地区でも約4割を占める。



附問 15-6. あなたが避難しなかった（避難できなかった）理由は何ですか。あてはまるものを、全てお選びください。

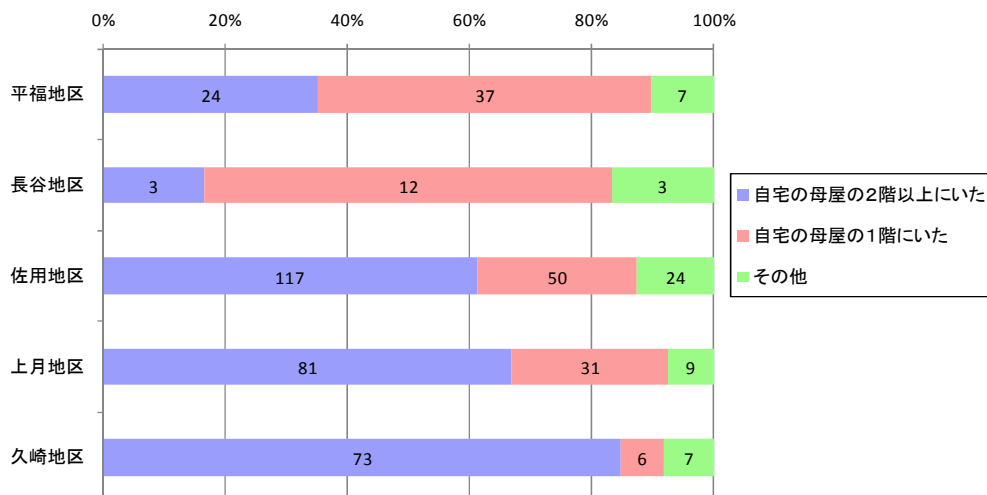
屋外へ避難しなかった回答者が挙げた理由としては、「浸水しても、2階に逃げればなんとかなる」「避難場所までの移動が危険」を挙げた者が多く約半数を占める。

突然水が襲ってきて避難する余裕がなかったとする者は、上月地区で特に多く4割を超える。



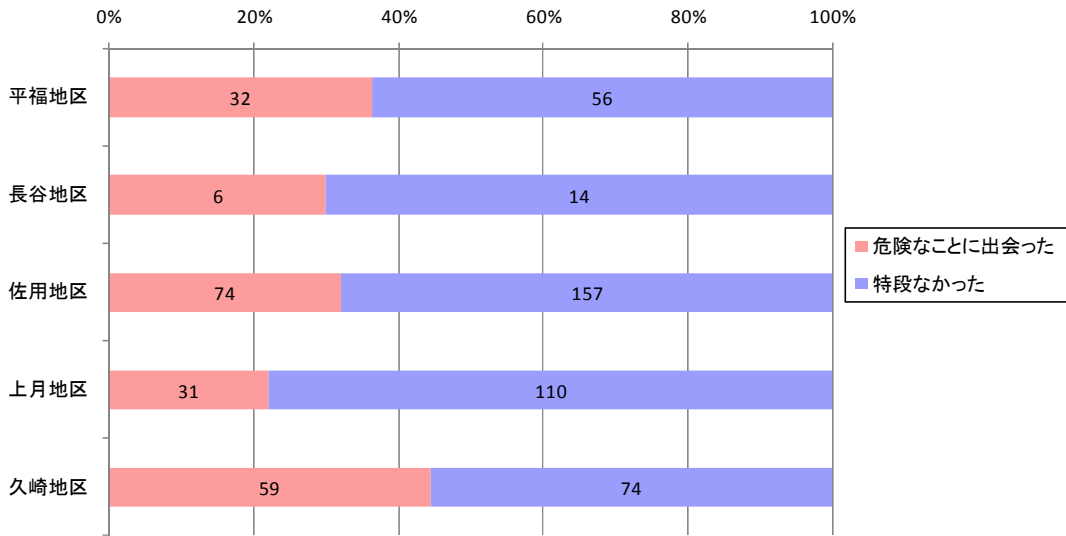
附問 15-7. あなたは、水が引くまでどこにいましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

屋外へ避難しなかった回答者は、佐用地区および上月地区では、2階にいた者が多く6割を超える。これに対して、平福地区では、2階にいた者は4割弱にとどまり、1階にいた者のほうが多く約5割を占める。



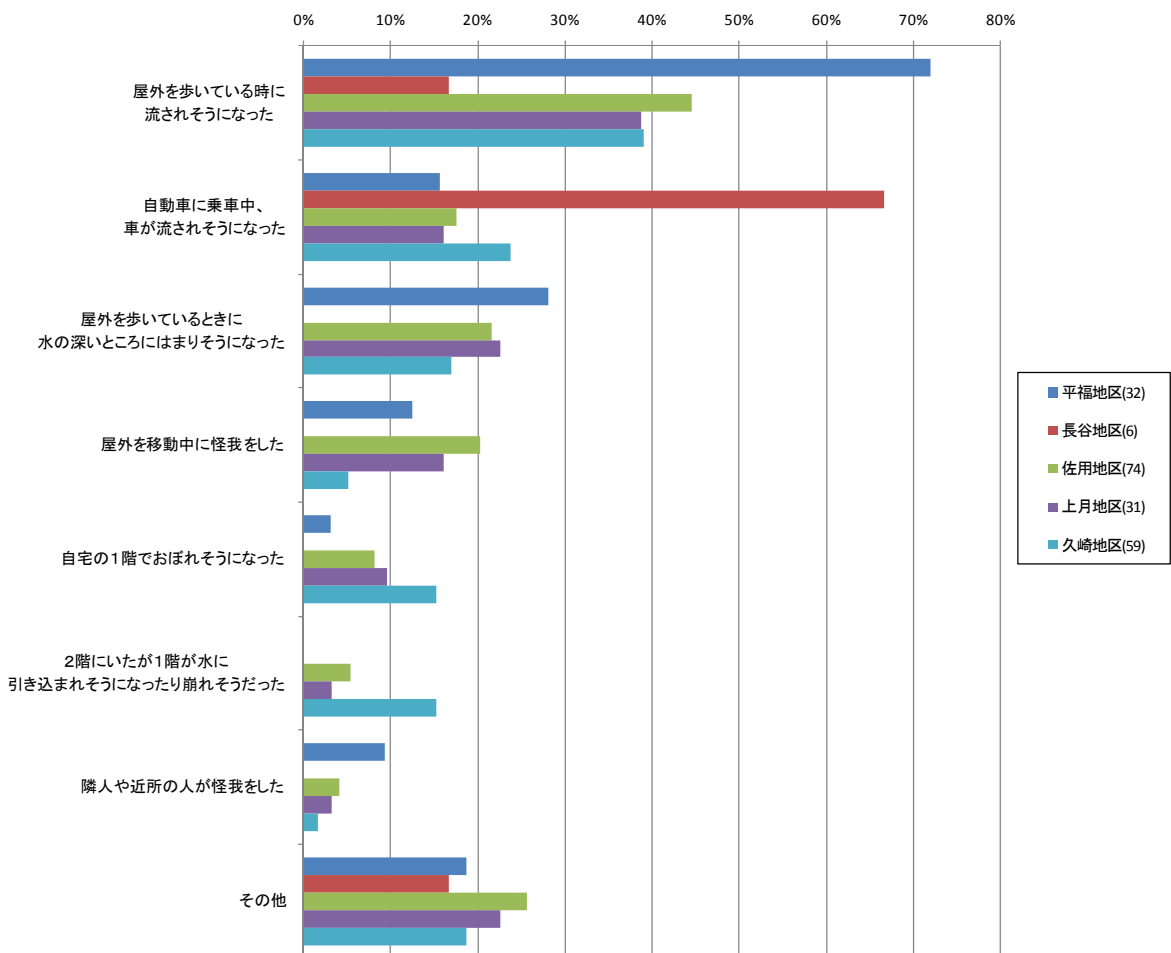
問 16. あなたは、水害の間、何か危険なことに会いましたか。

水害の間、危険に会った回答者は、2,3割程度であった。



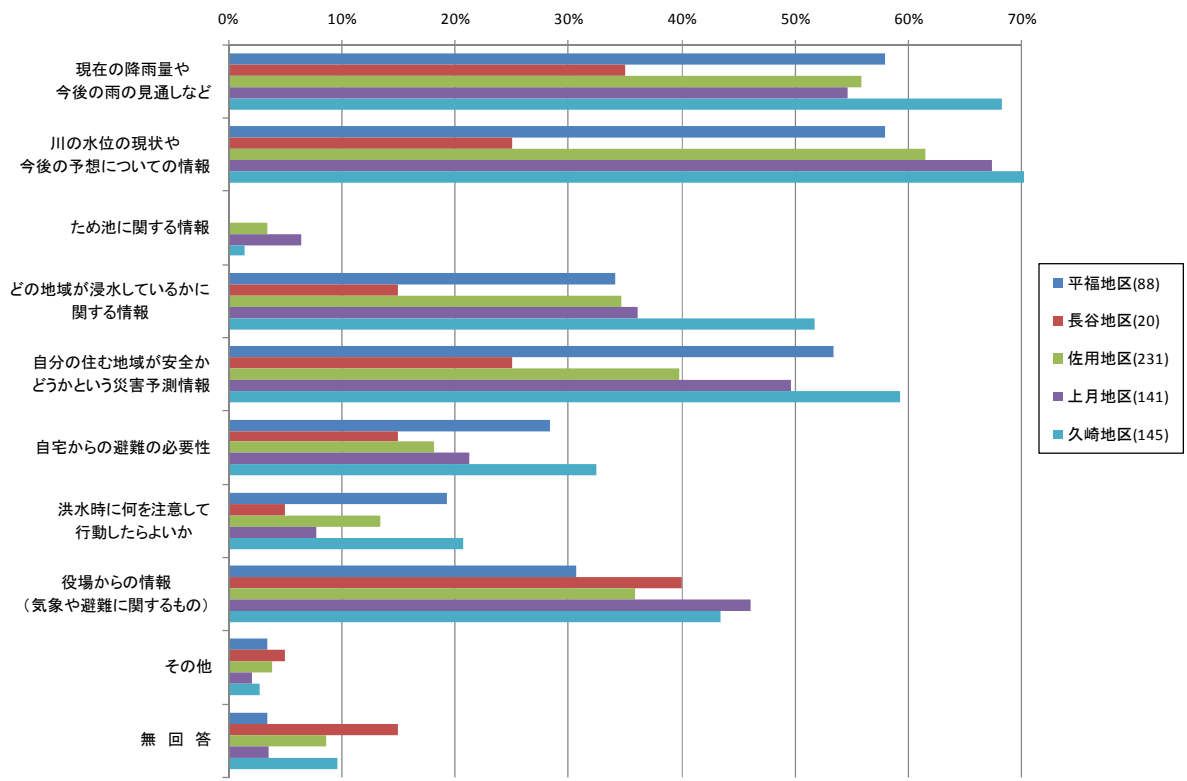
(問 16 で「1. 危険なことに会った」とお答えの方にお聞きします) 附問 16-1. それほどのようなことでしたか。あてはまるもの、全てをお選びください。

回答者が遭遇した危険な内容は、屋外を歩行中に流されそうになったことで、平福地区で7割を越え、佐用地区・上月地区でも4割におよぶ。



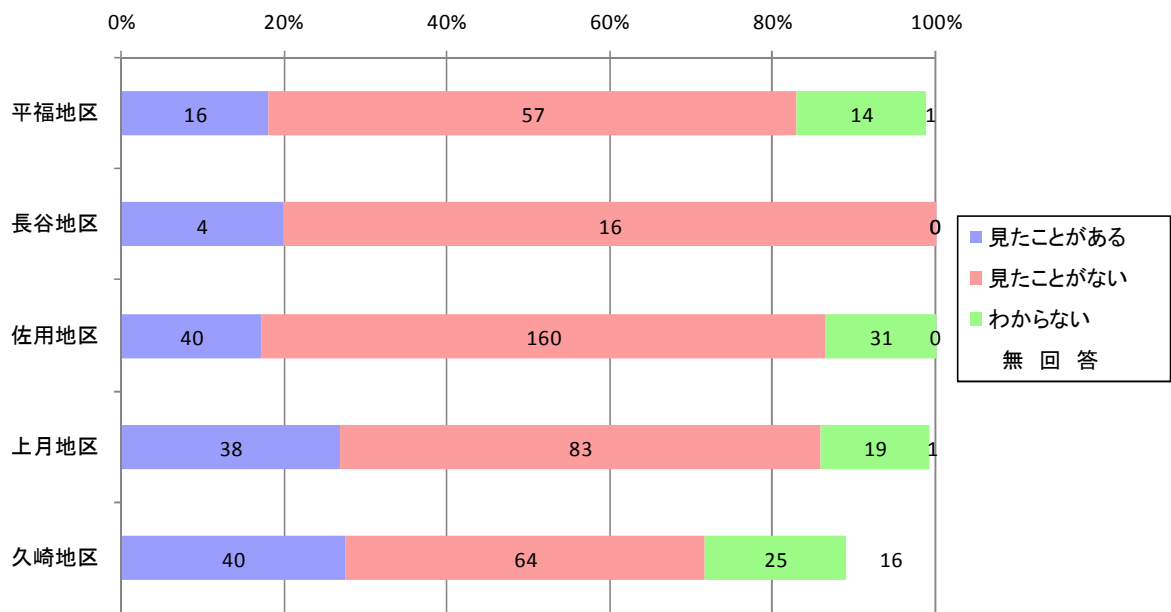
問 17. 水害当日、あなたが知りたかった情報は何か。あてはまるもの、全てをお選びください。

当日に知りたかった情報としては、河川水位の現状や予測を上げる者が全地区とも最も多く、約6割を占める。



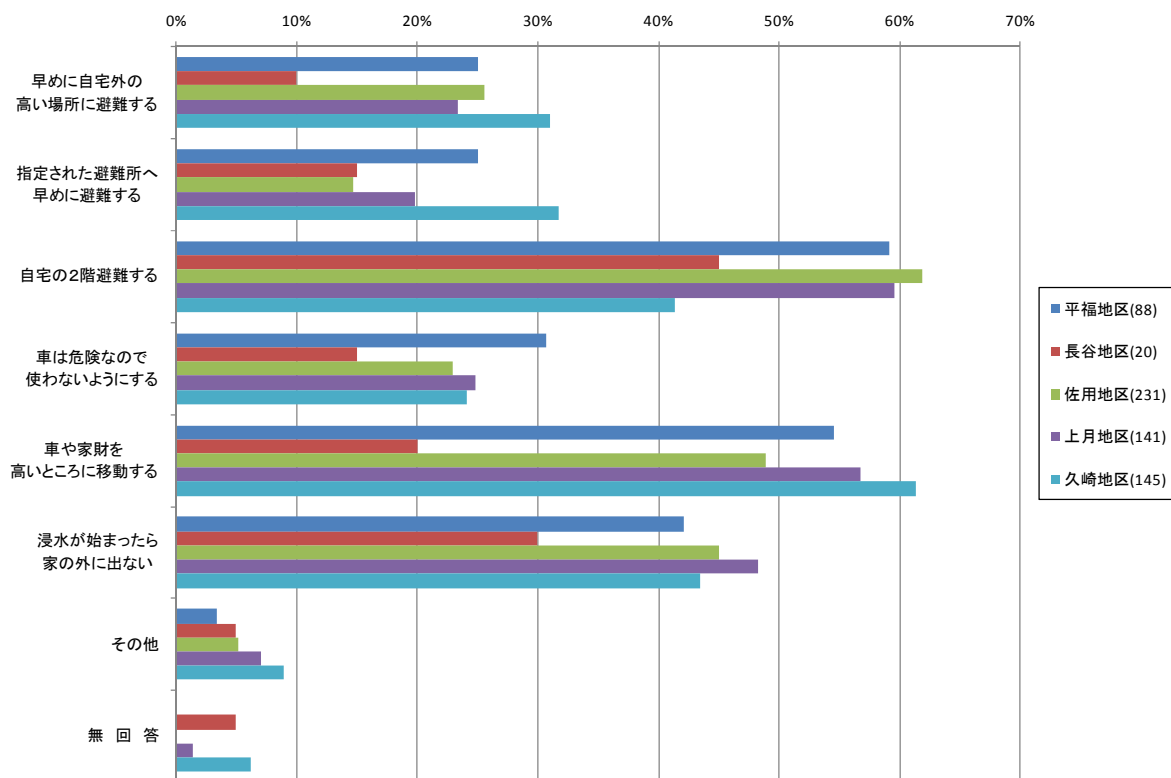
問 18. 今回の水害の前に、洪水ハザードマップを見たことがありましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

水害前に洪水ハザードを見たことがある者は、全地区とも2割程度に留まる。



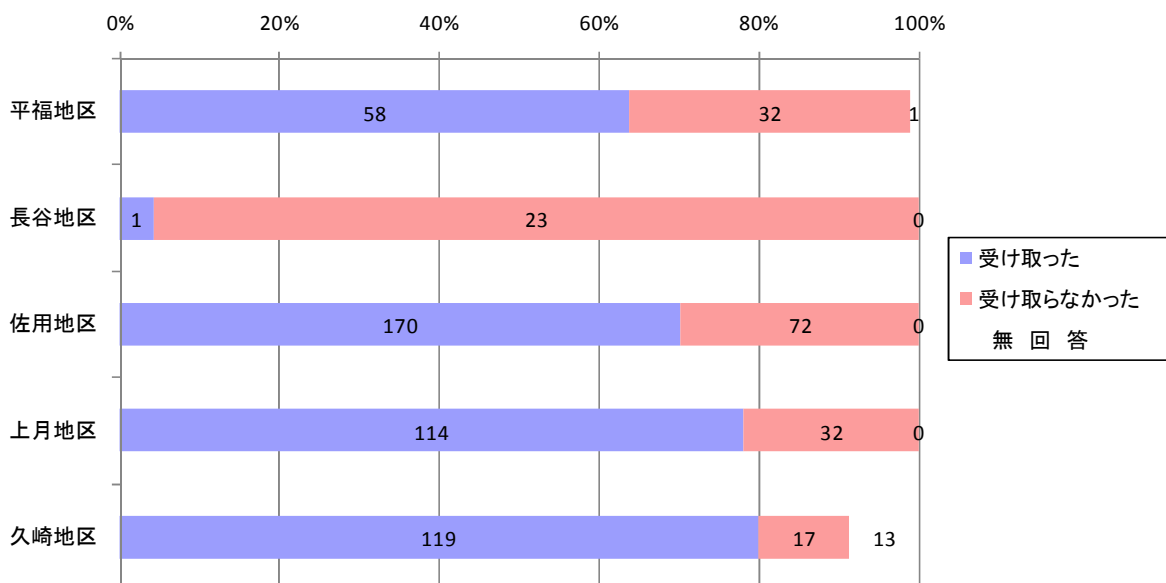
問 19. もし同じような災害がまた起きたら、あなたはどのようにと思いますか。あてはまるものを、全てお選びください

同様な水害が起きた場合に行うことと挙げられたこととしては、「2階への避難」が最も多く約6割を占める。これに対して、指定避難所や自宅外の高いところへ避難するとした者は、2割程度に留まる。



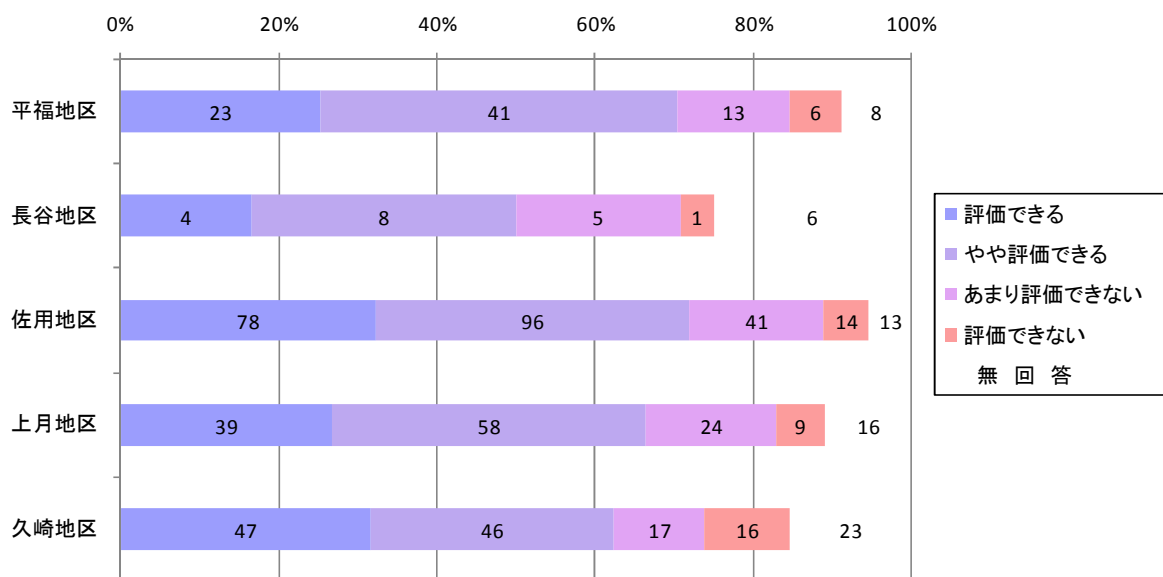
問 20. あなたは町などから公的な支援金（生活再建支援制度・緊急見舞金・住宅応急修理制度など）をなにか受け取りましたか。

なんらかの公的な支援金を受け取った者が、約6割をしめる。



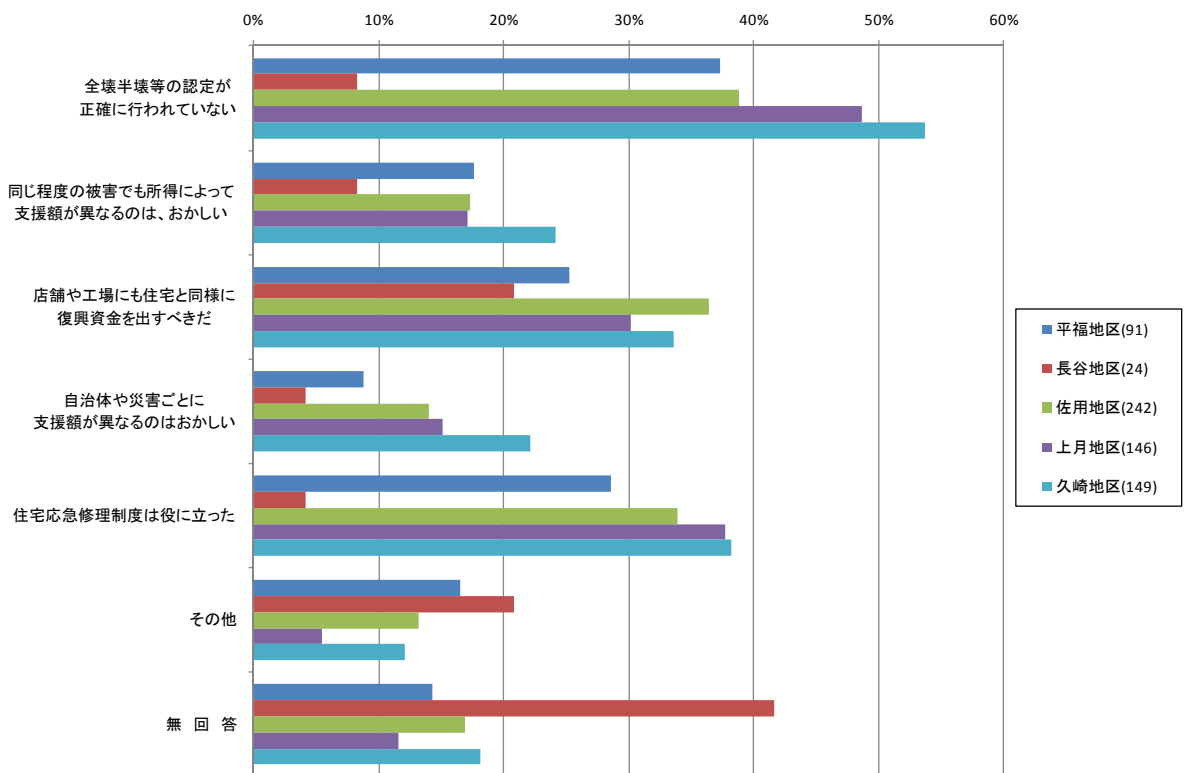
問 21. 公的な資金支援について、あなたは全体としてどう評価しますか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

なんらかの公的な支援金を受け取った者が、約 6 割をしめる。



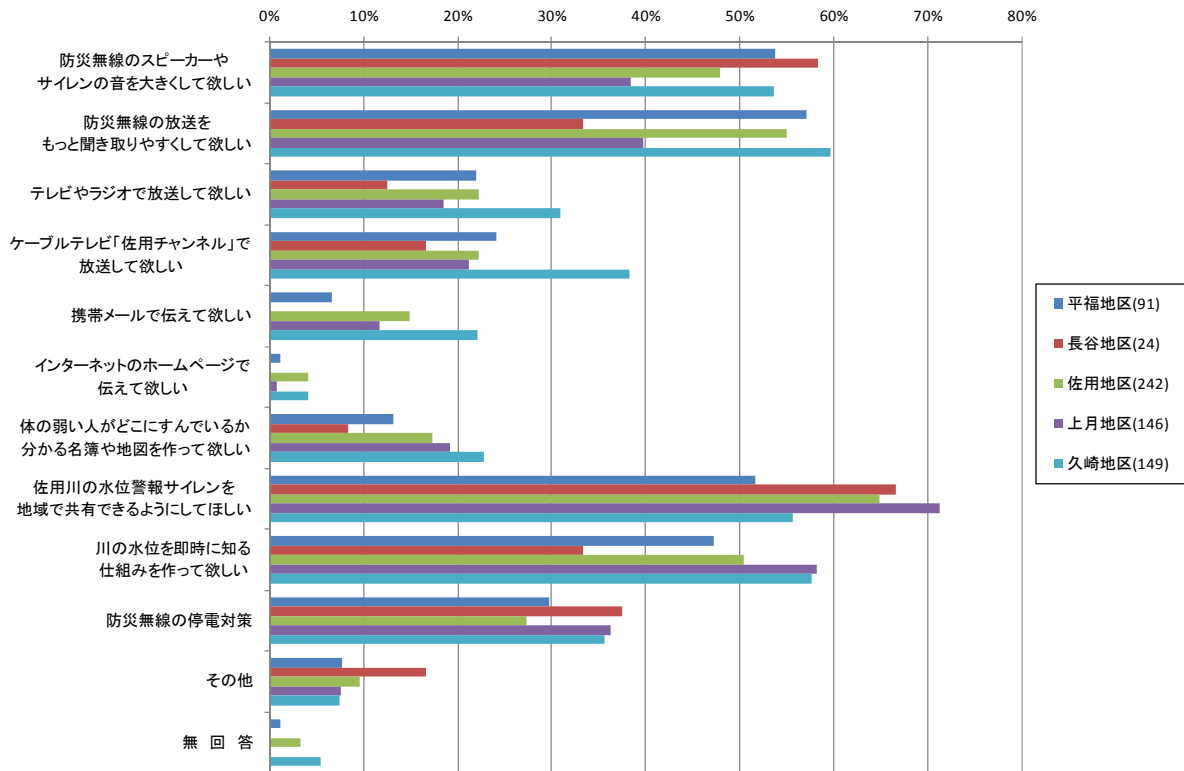
問 22. あなたはこうした支援制度についてどう思いますか。あてはまるものを、全てお選びください。

支援制度に対する意見として回答者から最も多くあげられた事項は、認定が不正確であるとの指摘であり、上月地区では約半数に達する。「店舗・工場等にも復興基金を出すべき」とした回答者は、佐用地区・上月地区で、相対的に多く 3 割を超える。



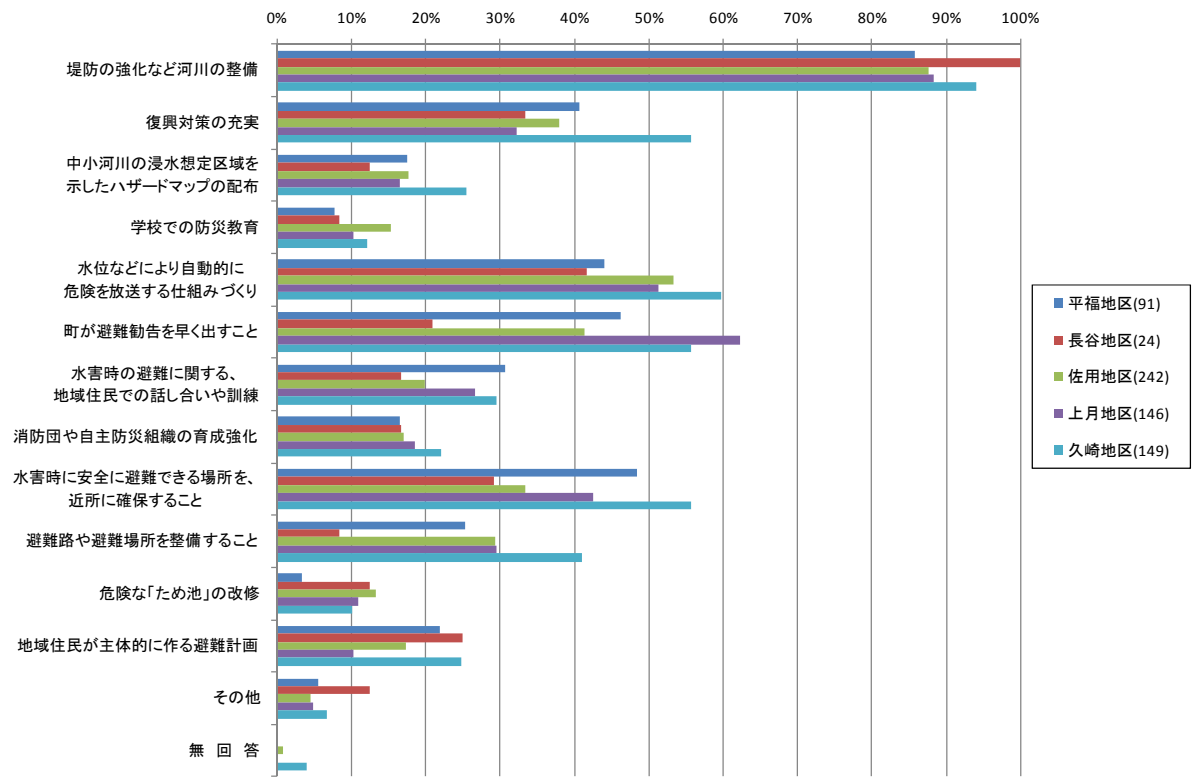
問 23. 避難や水位に関わる情報の伝達や共有の仕組みについて、あなたの考えとしてあてはまるものを、全てお選びください。

今後の防災情報に関する要望としては、水位警報サイレンに対する要望が最も多く 6割に及ぶ。また防災無線への要望が多く、スピーカーの音量や音質改善を望む者が置く半数弱を占める。これに対しテレビ・ラジオ等での放送への要望は 2割程度に留まる。



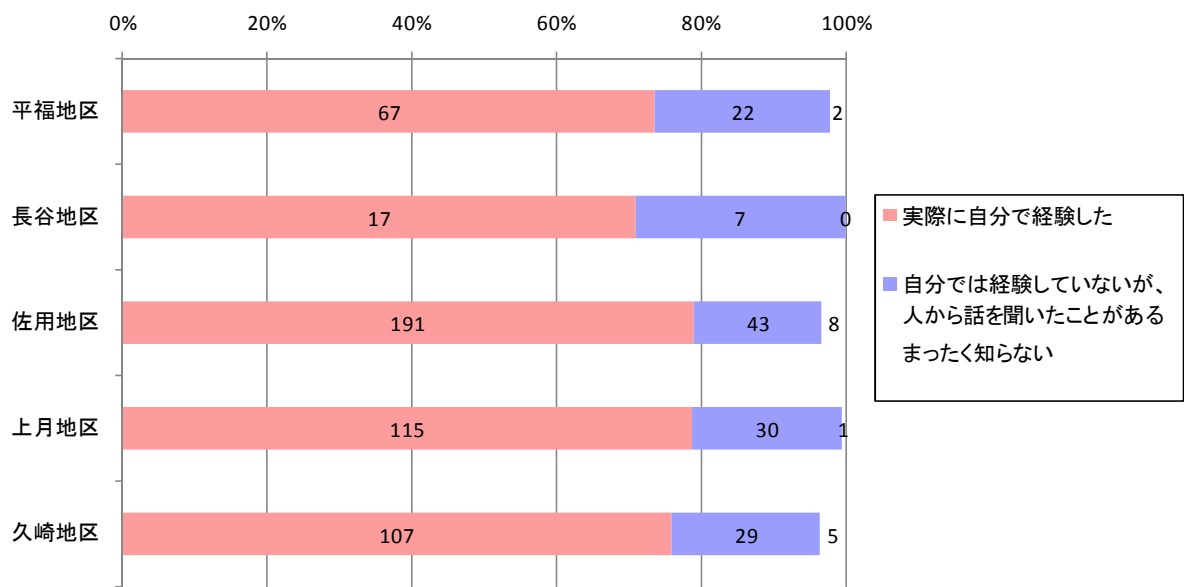
問 24. 今後の水害対策として、何が必要だとお考えですか。あてはまるものを、全てお選びください。

今後の水害対策への要望としては、堤防強化等の河川整備を挙げるものが最も多く約9割に達する。避難勧告の迅速化への要望は、とくに上月地区で多く6割に達する。



問 25. あなたは、平成 16 年の台風 21 号による水害の状況を知っていますか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

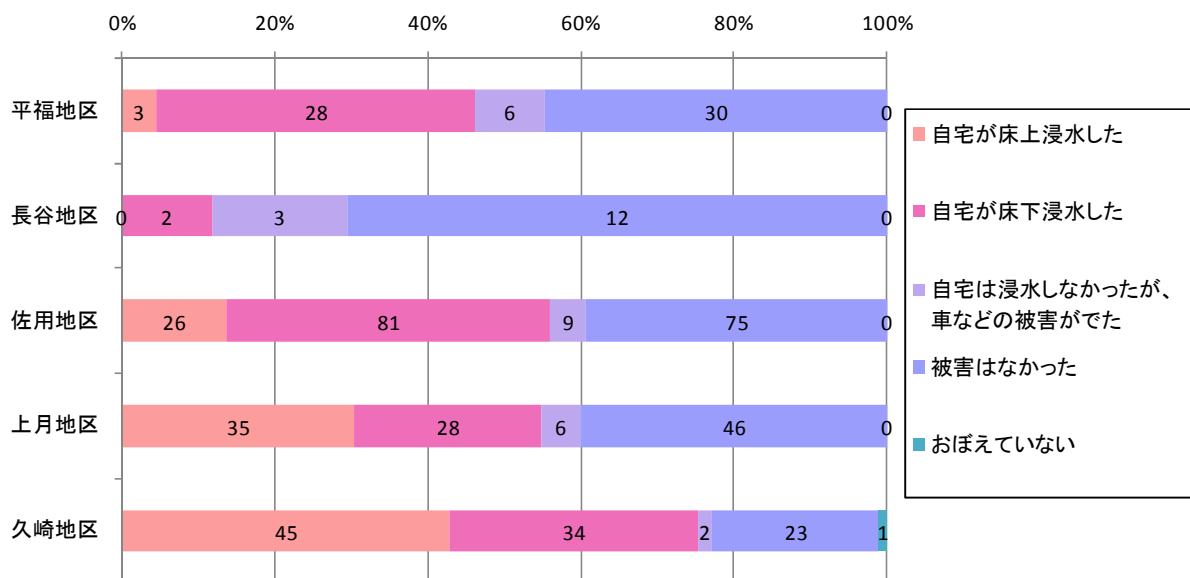
平成 16 年台風第 21 号を体験した者が、8 割弱を占める。



(問 25 で「1. 実際に自分で経験した」とお答えの方にお聞きします。[問 25-2 まで])

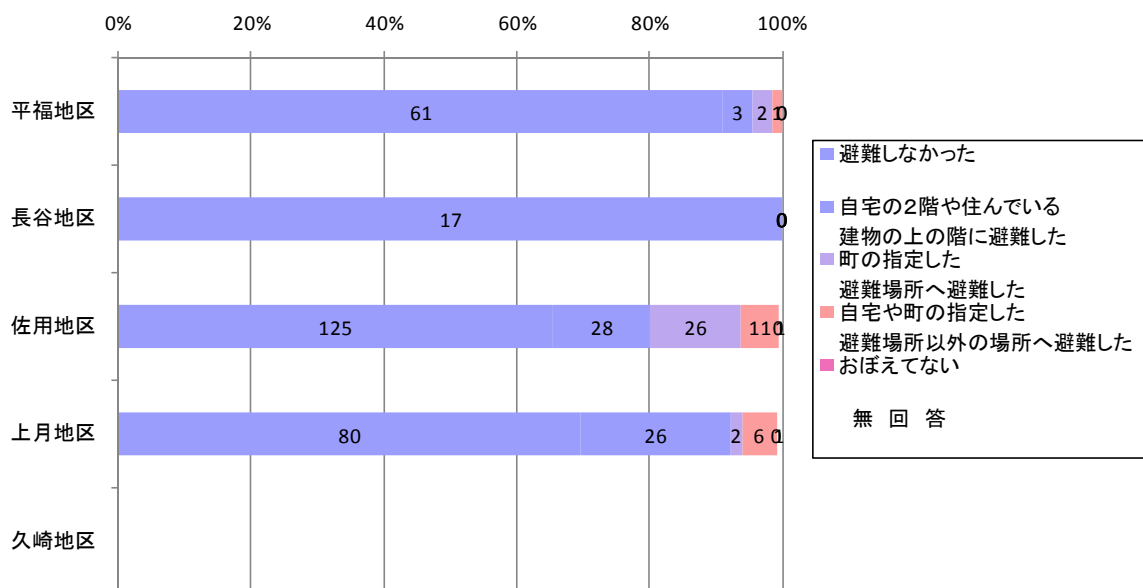
附問 25-1. 平成 16 年の台風 21 号による水害では、どのような被害を受けましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

平成 16 年台風第 21 号の体験者では、浸水被害を受けた者が約半数におよぶ。床上浸水を経験した者は、上月地区で最も多く約 3 割を占め、佐用地区では約 1 割、平福地区では 1 割未満であった。



附問 25-2. 平成 16 年の台風 21 号による水害で、あなたは町の指定した避難場所などに避難しましたか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

平成 16 年台風第 21 号の体験者では、避難しなかった者が大半である。指定避難所へ避難した者は、佐用地区が最も多く約 1 割、他地区は 1 割に満たない。避難した者でも、上層階へ避難していた者が、上月地区・佐用地区では約 2 割と多い

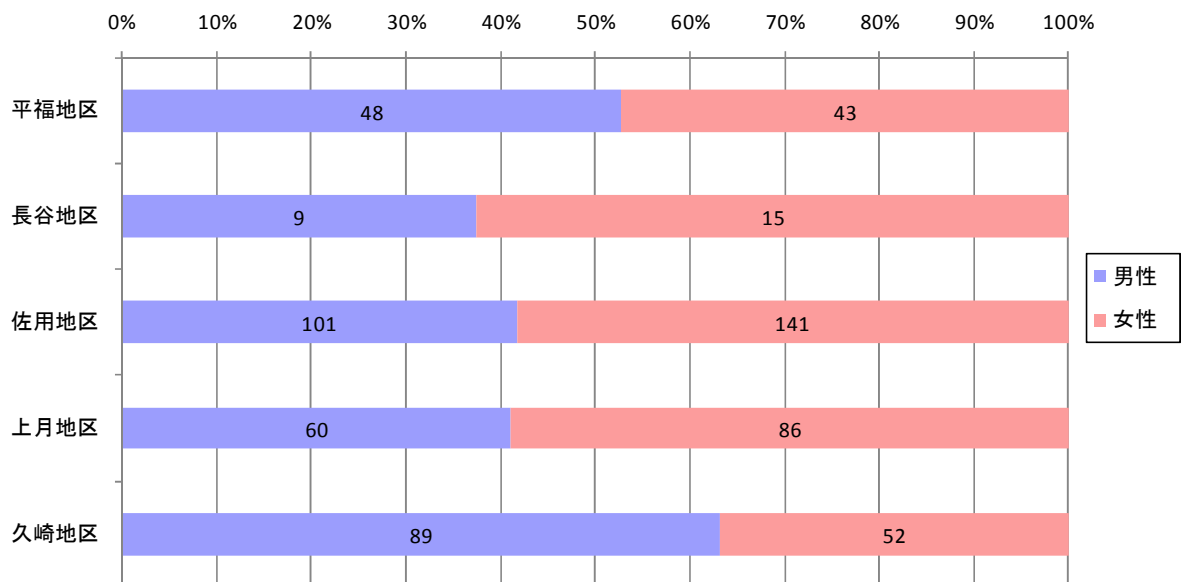


回答者属性

(1) 性別

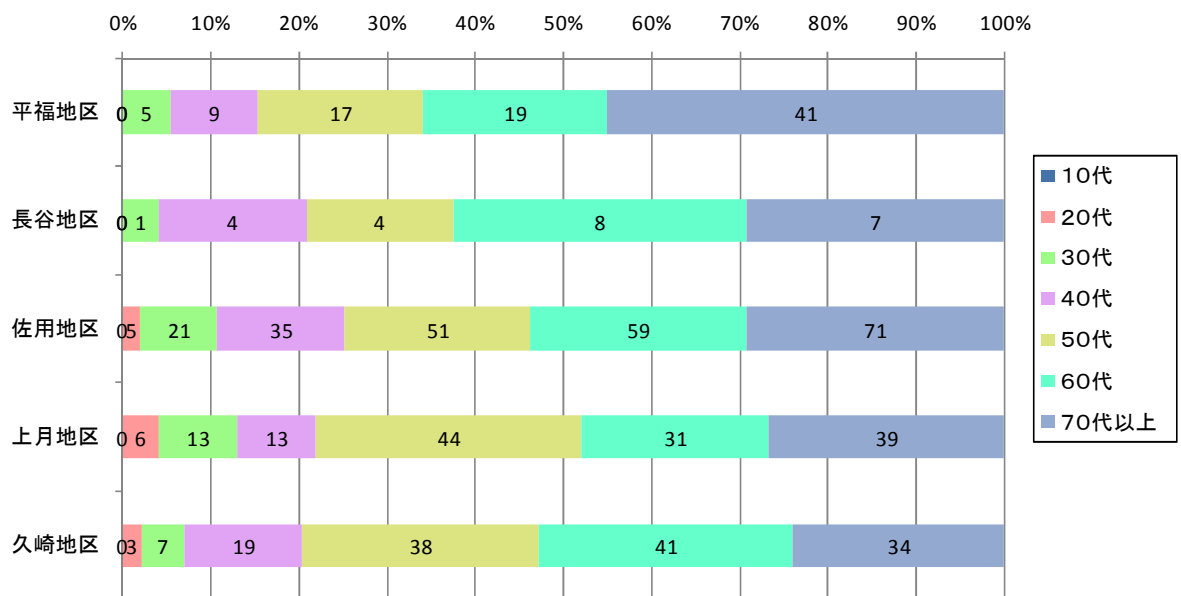
F 1 . 性別（調査員判断）

本調査の回答者の男女比は4：6程度である。

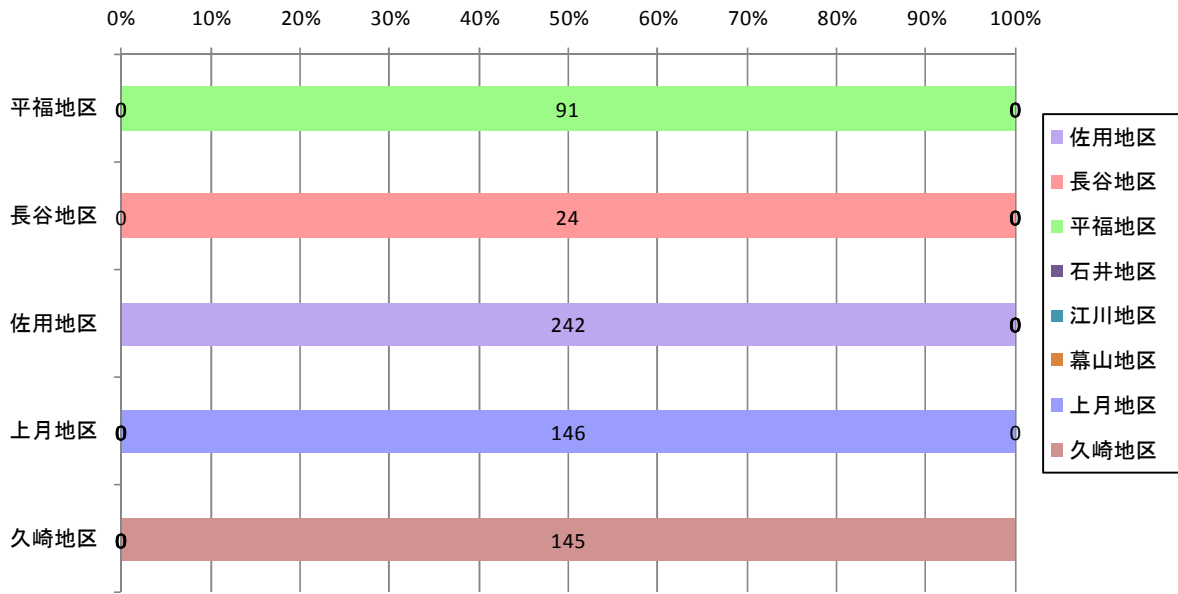


F 2 . あなたの年齢をお伺いします。

本調査の回答者は、60代以上の者が半数強を占める。

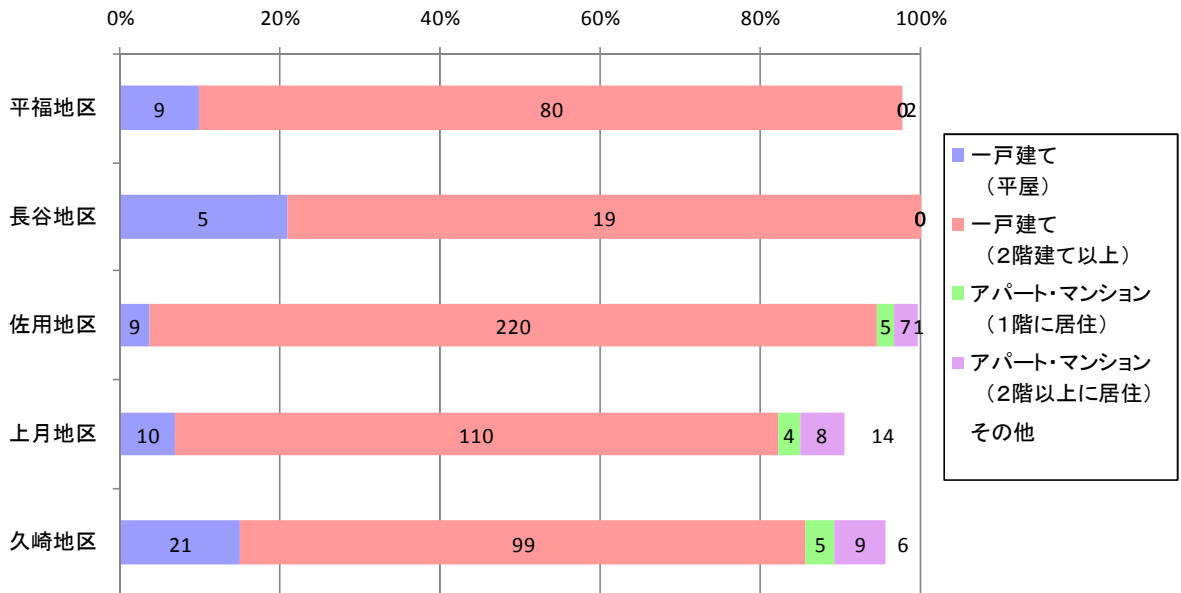


F 3. 水害時、あなたがお住まいだった地域をお教えてください。



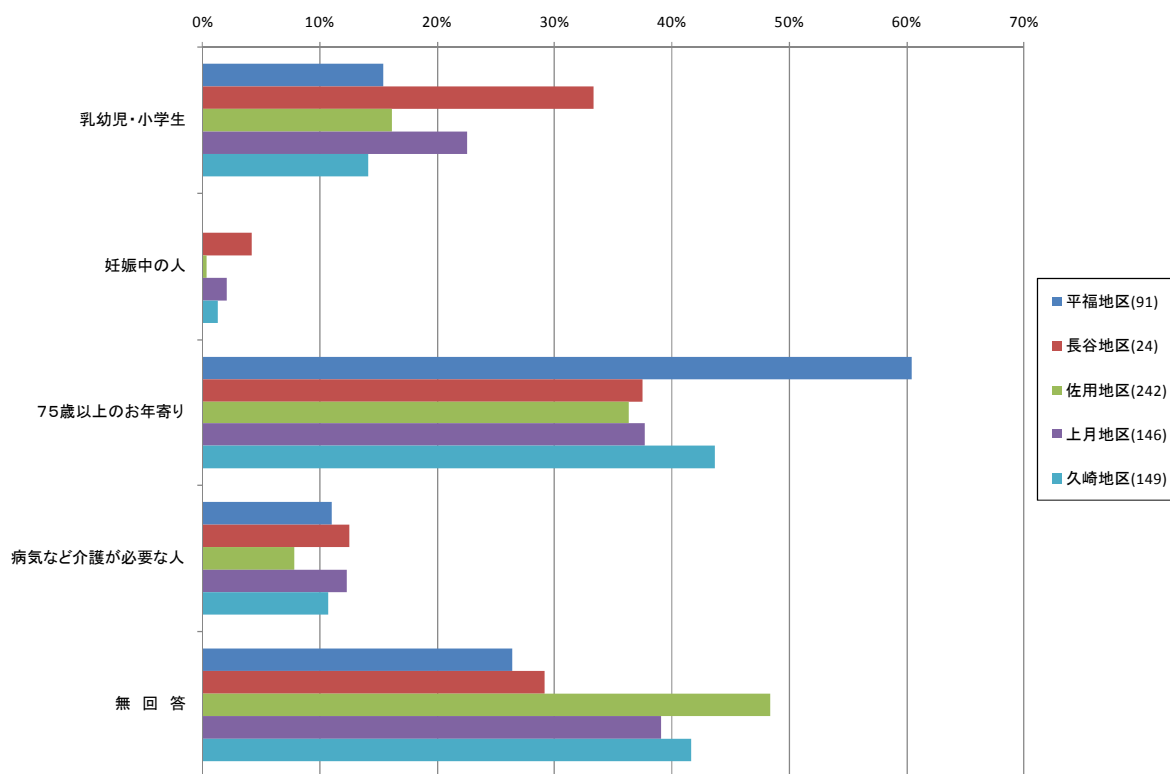
F 4. 水害時のあなたのお住まいは、次のうちどれにあたりますか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

一戸建（2階以上）の者が、8割程度を占める。一戸建（平屋）の者は1割に満たない。



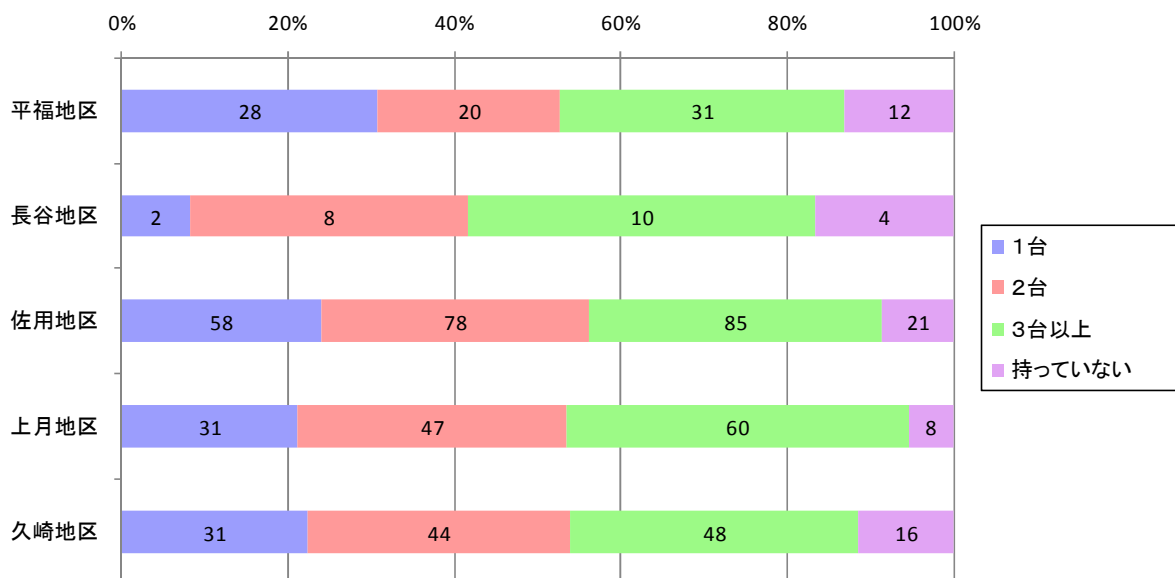
F 5. 家族に次のような方はいらっしゃいますか。あなたご自身も含めてお答えください。
あてはまるものを、全てお選びください。

75歳以上の者と同居する者は、平福地区では6割におよび、他地区でも約4割に及ぶ。



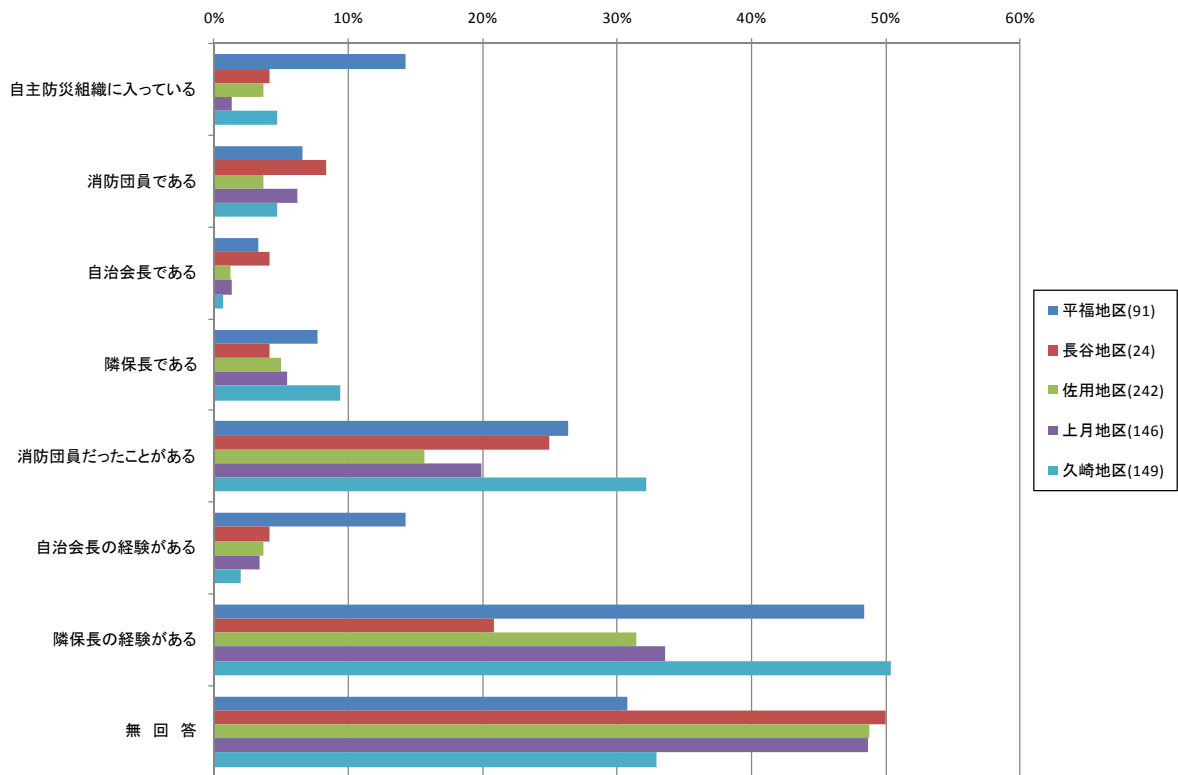
F 6. お宅では車を何台お持ちですか。あてはまるものを一つだけお選びください。

約9割の回答者世帯で車を所有している。そして、3台以上所有している世帯が最も多く3割程度に及ぶ。



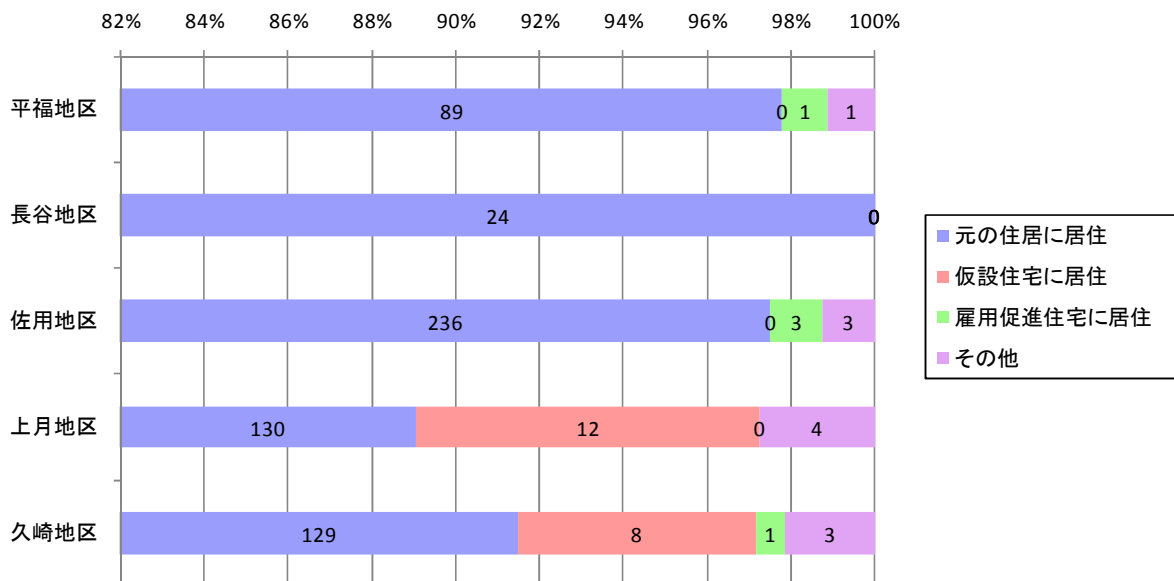
F 7. あなたは消防団や自主防災組織に入っていますか。あてはまるものを、全てお選びください。

隣保長の経験者は3割を超える。消防団員であった者も2割程度を占める。



F 8. あなたは、今、どこにお住まいですか。あてはまるものを、一つだけお選びください。

回答者の大半は元の住居に居住している。
上月地区の回答者では、約1割の者が仮設住宅に居住している。



3. 謝辞

調査にご協力いただきました皆様に御礼を申し上げます。

意見書

平成23年 1月31日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

郵便番号 104-0031

(ふりがな) とうきょうとちゅうおうくきょうばし
住所 東京都中央区京橋2-5-7

(ふりがな) ざいだんほうじん どうろこうつうじょうほうつうしんしすてむせんたー
氏名 財団法人 道路交通情報通信システムセンター

(VIC Sセンター)

わたなべ かつあき
理事長 渡辺 捷昭

「V - L o wマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙の
とおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	VICISセンターでは全国において、地域毎の道路交通情報の提供を検討しています。放送区域のあり方については、情報を提供する範囲を工夫をすることによって柔軟な対応が可能です。
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	全国規模での放送を目指す場合、技術的インターフェースや料金の考え方などが全国一律の条件で行われることが望ましく、このため、受託事業者は放送対象地域で1とすべきと考えます。また、全国規模の展開を考えると受託事業者は全国で“1”が良いと考えます。
3. 受託国内放送の全国展開について	全国規模の放送を目指すものとして、技術的インターフェースや料金の考え方などが全国一律の条件で行われることを希望します。受託事業者は全国で1とすべきと考えます。
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	速やかな受信機の開発が行われる方式での運用を希望します。尚、例えば県域放送 7 セグになった場合において3セグメントを希望する委託事業者が2者認めるといった場合は、委託事業者としての自由な参入を阻害することになるのを危惧します。
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	車載機のシステムに対して安全安心の情報を的確に提供できるようにしたいと考えています。
9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入について	NHKが参入した場合、全国均一のサービスを先導的に行うことが想定されるので、サービスや受信機に対するイメージの確立に寄与すると考えられます。放送の公益性を鑑みるとNHKが一定の役割を果たすことへの期待もあり、NHKの受・委託事業者としての参画は必須と考えます。
10. 受託放送事業者の選定手続き(周波数オークションの適否)について	放送の果たすべき公共的役割を鑑みて、事業者の選定は落札金額の大小によるべきではなく、公共性のあると考えられる事業者によって受託放送事業者が運営されるべきと考えます。

11. その他	受信機の早期普及、移動体受信での容易性、送信設備整備経費の軽減などを考えた時に、本放送についても、90MHz～108MHzの帯域ではなく、V-High帯マルチメディア放送に近い周波数帯の利用が有効だと考えます。再検討される可能性はありませんでしょうか？

(別添用式)

意見書

平成 23 年 1 月 31 日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 675-8501

住所 ひょうごけんかこがわしかこがわちようきたざいけ2000
兵庫県加古川市加古川町北在家2000

氏名 かこがわし
加古川市

きかくぶせいさくきかくきょくあいていすいしんか
企画部政策企画局 I T 推進課

こやま よしてる
小山 良輝

「V-L O Wマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。よろしくお取り計らいいただけますようお願い申し上げます。

該当箇所	意見
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について	<p>本市は兵庫県南部に位置し、播磨平野を貫流する加古川の河口に広がる東播磨地方の中核都市になります。東播磨地域は一つの文化圏として地域コミュニティを形成しており、兵庫県の中核である阪神地域とは違う文化圏であると認識しています。</p> <p>まず、V-L O Wマルチメディア放送では特定地域の災害データだけを端末が選択して表示することができるのですが、基本方針案では当該地域が近畿広域圏に含まれてしまい、阪神地域の情報ばかりが優先的に発信されてしまうのではないかと危惧しています。災害発生時に膨大なデータが発生します。特定地域のデータが割愛されはしないか、データが処理しきれない可能性はないのか、様々な問題が考えられます。</p> <p>東播磨地域を中心に活動している地元コミュニティ放送局では、行政が発信した情報のみならず、自ら取材し、情報を発信しています。災害発生時には、被災者に対し非常に有益な情報を的確かつ迅速に伝達することができるでしょう。そうした活動を有効に機能させるためにも、市町村を単位とした地域コミュニティ放送局に対してもV-L O Wマルチメディア放送の放送免許を付与していただけるようご検討いただきたく思います。若しくは、地域住民向けに特化した放送ができるよう、緊急割込み放送を可能とする方策を検討いただきたく思います。</p> <p>さらに、安全安心のための社会システムとして、携帯電話やスマートフォンへのV-L O Wマルチメディア放送には大きな期待をしています。普及価格帯の端末が用意されることで、地方公共団体が防災無線を補完するものとして活用することも可能となります。</p> <p>以前、本市では端末開発の可能性を地元コミュニティ放送局（BANBANテレビ株式会社）と神戸市外国語大学とともに検討したことがあります。</p> <p>当該システムは、行政防災無線と遜色ない機能を有し、平時も有効活用できるシステムです。公共情報コモンズ端末から地元コミュニティ放送局経由で携帯端末や自動起動機能付デジタルラジオに一斉同報で行政からの災害情報や避難の勧</p>

告や指示を強制的に知らせるのです。

空中波に加え、ケーブルテレビ幹線網によりV-L O Wの再送信を行い、空中波の受信感度が悪いところでもケーブルを通じて確実に受信をすることができ、受信端末を地域の避難所や自治会長宅や消防団員宅に配備することで確実に情報を伝えることができます。

構築にかかる経費も既設放送局のシステムを活用することができるため、非常に安価に構築が可能であることがわかりました。防災無線の整備と比べても、1/3以下の経費に抑えることができるでしょう。

しかし、当該システムの実現に際しては、実験的な要素が含まれることと法整備を待たないことには実運用できないことが課題となり、実現には至りませんでした。

本市のみならず、地方公共団体が市域全域をカバーする行政防災無線網を構築すると、莫大な費用が発生します。本市においても、市域全域を防災無線でカバーしようとする10億を超える経費が必要となります。

本市は災害発生時における情報伝達手段を確保すべく、兵庫県安心・安全公共コモンズの実証実験に参加するとともに、本市独自でも公共情報コモンズへの取組みを行ってきました。そうした取組みを通して、行政防災無線を補完するものとして、地元コミュニティ放送局が構築するV-L O Wマルチメディア放送による防災周知システムが強力なツールになりえるのではないかと考えています。

平時においては、同様の仕組みを使い、市町村単位の行政情報や広報誌と言った地域情報も発信が可能となります。朝起きたらスマートフォンにテーマ別広報誌が配布されていると言ったことも実現可能になります。アンドロイド対応の携帯端末を利用すると、外国語の多言語対応も容易に実現できるでしょう。

普段利用されるメディアが緊急時に非常に強力なツールとなることが安全安心な社会を実現するでしょう。

繰り返しになりますが、V-L o wマルチメディア放送の制度枠組みを検討するに際しては、日頃から地域情報を随時送信できるような体制を整えている地元コミュニティ放送局への配慮、具体的にはコミュニティ放送局へのセグメント開放若しくは市町村単位に到達する程度のV-L O Wマルチメディア放送が実現できる電波活用を検討していただきたいと思います。

意見書

平成23年 2月 1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 239-0047
住所 かながわけんよこすかしひかりのおか3-4
神奈川県横須賀市光の丘3-4
わいあーるびーけんきゅうかいはつすいしんきょうかい ない
YRP研究開発推進協会 内
氏名 きょういきでじたるしんがたこみゆにてい
狭域デジタル新型コミュニティ
ほうそうじゆんびいんかい
放送準備委員会
ほとり みつとし
代表者 羽鳥 光俊

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
10. 受託放送事業者の選定 手続（周波数オークションの 適否）について	将来、V-LOW帯域で生じるホワイトスペースを有効活用するには、地域の特性に合わせた、公共的役割、周波数、設置場所、運用時間のより柔軟な割当が必要であり、周波数オークションでの画一的な割当は適さない。
11. その他	新型コミュニティ放送での利用が想定されていますが、他の事業・サービスとの連携のためにも制度検討を早期に行い、新型コミュニティ放送の早期実現とそのため の制度化の検討の推進を希望します。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-8001

(ふりがな) とうきょうとみなとくあかさか

住 所 東京都港区赤坂5-3-6

(ふりがな) ぶいえいちえふうろうたいまるちめでいあほうそう
すいしんきょうぎかい

氏 名 VHF-LOW 帯マルチメディア放送推進
協議会

はとりみつとし

代表 羽鳥 光俊

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として 県域(三大都市圏のみブロッ ク)とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ VHF-Highとは異なり、地域メディアとしての性格を考慮し、地域ごとに異なるサービスが実施できる環境が整うことに賛成いたします。
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域内において (複数でなく)一の事業者に免許を付与すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ VHF-Lowで採用される放送方式(ISDB-Tsb)では、複数のセグメントを連結して一つの送信機で放送することが可能となっています。 ・ 周波数有効利用の観点からも、放送対象地域内では、ひとつの受託放送事業者が実施すること望ましいと考えます。
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託 放送事業者を全国1者とすべき か、ブロック/県域ごとに1者 の参入を募り全国的には複数の 受託放送事業者が併存する ことがあり得るようにすべき か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ VHF-Low帯マルチメディア放送が、全国の受信者に対し親しまれるメディアとなること、また、受信機メーカーが、安心して受信機を発売できる環境を整えることが普及発展につながるものと考えています。 ・ この観点から、受託放送事業者が安定した事業基盤の上に成り立ち、全国で放送を実施できる環境を整えるためにも、全国1者とすることが適当と考えます。
<p>4. 委託放送事業者による音声 や音楽の放送 音声放送が果たす公共性と 提供主体について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アナログラジオ放送が果たしている公共性や受信者に対する親しみやすさは、デジタルメディアにおいても継承されるべき役割と認識しています。 ・ 新しいメディアの特徴を生かしたサービスの提供を視野に入れつつ、VHF-High帯マルチメディア放送やワンセグとの棲み分けを考慮し、音声サービスは本メディアの基本となるサービスであると認識しています。 ・ アナログラジオ放送を実施している事業者はもとより、音声サービスに期待する事業者が広く参入できる環境を整えることを期待します。
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組 提供事業)参入の多様性 委託放送事業者への帯域の 割当ての単位をある程度まと まった数のセグメントとしなが らも、地域メディアの担い手と しての地元資本や、新しいア プリケーション提供の担い手 となる事業者が参画できるよ うにする工夫について。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本メディアが普及発展するために、既存ワンセグ端末と可能な限り共通化を図るなど、できるだけ安価な受信機が開発されることが望まれます。 ・ また、既存放送事業者にとどまらず、新規事業者の参画により多彩なサービスが提供されることが望ましいと考えます。 ・ そのためにも、複数のセグメントにまたがる放送サービスだけでなく、1つのセグメント、またはそれ以下の帯域を利用した参画についても、配慮されることを期待します。

<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤</p> <p>委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用を含む事業基盤としての機能を受託放送事業者が提供することの是非やその機能の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共的な性格をもつ同メディアは、受信者に信頼されるメディアであることが望ましいと考えますので、委託放送事業者が、一定の責任のもと自らの編集権・編成権を有した形で参画できる環境を整えることが重要と考えています。 一方、広く委託放送事業として参画できる環境を整えることも重要と考えられることから、受託放送事業者が一定の事業基盤を提供する際には、たとえば放送対象地域に応じた周波数情報や番組案内(EPG)、およびバージョンアップ情報(エンジニアリングサービス)など、選局や受信機の機能向上に寄与するものが望ましいと考えます。
<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</p> <p>必要な災害情報が多数の国民に届くための方策とそれを実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報を提供するメディアとするためには、受信端末が広く国民に普及することが必須と考えます。 そのためにも、できるだけ安価な端末で、かつ平常時に多くの受信者が楽しめる番組提供がなされていることが望まれます。
<p>8. 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。
<p>9. NHKの受託国内放送及び委託放送業務への参入</p> <p>NHKが委託放送業務(ソフト)と受託国内放送(ハード)に参入することの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> NHKの持つコンテンツ、特に音声放送にかかわる各種コンテンツの提供や災害報道への対応は、同メディアには不可欠のものと理解しています。 また、置局や干渉、各種技術規格に関するノウハウについても、積極的な寄与を行ってもらうことが必要と考えます。
<p>10. 受託事業者の選定手続(周波数オークションの適否)</p> <p>受託事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同メディアの公共性、災害報道への期待、地域メディアとしての発展を考慮した場合、周波数オークションは適当ではないと考えています。
<p>11. その他</p> <p>1. ～10. 以外に制度枠組みに関し留意すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地上放送においての受委託分離制度の適用は、中継局の設置など、放送対象エリアの拡大と経費が密接に関係することになります。したがって、委託放送事業者と受託放送事業者の十分な議論と合意が不可欠であり、事業面、技術面、サービス面での幅広い議論の場を設定することが望まれます。 関東など広い地域での導入にあたっては、SFNIによる干渉が発生しないよう、周波数の利用方法については、十分な技術検証が必要と考えます。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 105-0011

(ふりがな) とうきょうとみなとくしばこうえん

住 所 東京都港区芝公園4-4-7

(ふりがな) しゃだんほうじんでじたるらじおすいしんきょうかい

氏 名 社団法人デジタルラジオ推進協会

(ふりがな) しみず ようじ

理事長 清水 洋二

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1. 受託国内放送及び委託放送業務の放送対象地域について	<p>V-Lowマルチメディア放送を、新しい地域情報メディアとしての役割を担うとともに、現行ラジオ放送のサイマルを含むデジタル時代に相応しいメディアに発展させるため、放送対象地域を原則として県域、三大広域圏はブロックとすることは、妥当と考えます。</p> <p>ただし、広域圏内の県域局の扱いについては、更に検討が必要と考えます。</p>
2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすることについて	<p>事業の採算性の観点から、また電波の有効利用という技術上の観点から、受託放送事業者を1者とする考え方に賛成します。</p>
3. 受託国内放送の全国展開について	<p>V-Lowマルチメディア放送がデジタル時代の基幹放送として、現行ラジオ放送が持っている「安心安全」という役割、新しい地域情報メディアという役割などを継承・発展させていくためには、地域間格差を基本的に解消すべきと考えます。</p> <p>そのためには、受託放送事業者は全国で1者とし、その1者に全国での放送展開を義務付けることが望ましいと考えます。</p>
4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送について	<p>V-Lowの帯域が限られていること、ワンセグ(地デジTV)との規格の共通化により受信機の普及が促進されることから、デジタルラジオ推進協会(以下DRP)が実用化試験放送で行ってきた1セグメント方式が適していると考えます。</p>
5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性について	<p>多様性を確保するためには、1事業者にまとまった帯域を割り当てるより、「1セグメント単位」を基本に、「1セグメント未満」の事業者も参入可能な制度設計が必要と考えます。</p>

<p>6. 委託放送業務のための 共通事業基盤について</p>	<p>共通事業基盤については、「課金管理業務」と「多重化業務」が考えられます。「多重化業務」は、2010 年秋、DRPが行った「1 セグメント 6 チャンネル試験」において実際に構築しましたが、1セグメント未満の番組提供者に認定を与える場合に複数の委託放送事業者の信号を1セグメントに束ねる業務です。音声エンコーダを委託側で持つ場合もあるし、受託側で持つ方法もあります。また、各社の番組情報を1つの EPG にまとめる必要もあります。データ放送コンテンツをカーセル化する業務も想定されます。これらの機能を受託放送側がまとめて提供することは、設備の効率化の観点で選択肢の1つと考えます。</p> <p>ただし、これらは本来の受託放送業務ではないため、機能を利用するかどうかはあくまでも委託放送事業者の選択によるものですし、また、その機能を利用しない委託放送事業者に対する料金が割高にならないための方策が必要と考えます。</p>
<p>7. 委託放送事業者による 災害情報の提供について</p>	<p>大災害時等において災害情報の提供のノウハウを蓄積している既存ラジオ放送事業者は、V-Lowマルチメディア放送においても、災害情報提供の中核的な役割を果たすこととなると考えられます。</p> <p>このため、既存ラジオ事業者のサイマル放送に、音声優先セグメントを割り当てる必要があると考えます。</p>
<p>11. その他</p>	<p>DRPは、2003年10月から東京と大阪において、地上デジタル音声放送（以下デジタルラジオ）の実用化試験放送を実施し、デジタル技術の特性を生かしたサービスやコンテンツの開発に取り組んできました。2008年9月からは、既存アナログラジオ放送の一部サイマル放送も実施してきました。</p> <p>また、DRPは、受信機の普及が見込めるワンセグ（地デジTV）との規格の共通化が可能な1セグメント方式を推進してきました。</p> <p>こうした実績を踏まえ、DRPとしては、1セグメント方式で、高音質、高機能なデジタルラジオの特性を生かした放送、既存アナログ放送のサイマル放送のほか、蓄積型放送なども含む多様なサービスが共存できる制度整備を要望します。</p>

意見書

平成23年 2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 107-0052
住 所 とうきょうとみなとくあかきか 東京都港区赤坂3-13-3
氏 名 アイビーディーシー IPDCフォーラム
代表 なかむら いちや 中村 伊知哉

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
全体	<p>IPDCフォーラムとしては、V-Low帯マルチメディア放送では、国民の利益となる多種多様な放送サービスを実現することが必要と考えます。実現に向けた具体策の一つとして、インターネットと高い親和性を有する放送サービスであるIPDC※の効果的利用を可能とする制度を希望します。</p> <p>※ IPDC（IPデータキャスト）は、インターネットの世界で利用されてきたIP（インターネットプロトコル）を放送波に乗せて一斉同報的なデータ配信を行うためのサービスです。</p>
5. ソフト参入（委託放送業務、番組提供事業）の多様性について（4）	<p>ソフト参入（委託放送業務、番組提供事業）の多様性を図るために、以下の理由から、IPDCを効果的に利用可能とする制度が望ましいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元資本を含む多くの事業者は、インターネット環境にホームページを開設して、多くのコンテンツをすでに保有しています。IPDCのサービスを用いれば、インターネット上の技術・コンテンツ等の既存情報資産を放送でも伝送することが可能となるため、ソフト事業へ参入するハードルが低くなると考えます。 ・ インターネット関連事業では、創造的・革新的なサービスを展開する多くのベンチャー系企業が活躍しています。IPDCを用いて、インターネットと高い親和性を持つサービスを利用可能とすることで、新しいアプリケーションの担い手として参画を期待することができます。
6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤について（4）	<p>多種多様な放送サービスを実現する上で、受託放送事業者が全てのプラットフォーム機能を提供することは望ましくなく、委託放送事業者・受託放送事業者の双方が各機能の特性に応じて、プラットフォームを保有するべきと考えます。</p> <p>プラットフォーム機能として会員認証・有料課金等の仕組みが想定されますが、IPDCを用いることで、すでに通信で実現されている様々なプラットフォームとの連携が可能になると考えます。</p>
7. 委託放送事業者による災害情報の提供について（1）（3）（4）	<p>スマートフォンや情報家電を中心に、IP化した情報の受信端末は既に普及しており、今後、既存携帯電話におけるワンセグと同様、デバイスへのチューナ搭載が進むことを想定し</p>

	<p>た場合、災害情報の配信にはIPDCが有望だと考えます。</p> <p>IPDCが普及すると、避難経路などのアプリケーションの配信も可能になります。</p> <p>また、端末の普及方法の一例としては、CO2削減のために経済産業省が取組んでいるスマートハウスのホームサーバーやゲートウェイにIPDC受信機能を付ける方法などが考えられます。スマートハウスのシステム自らが持つGUIでの災害情報表示はもちろん、宅内にあるIP化した情報の表示に対応した機器に対し、無線LANや近接無線にて二次的に配信するなど、災害情報のリーチを拡大することも可能であると考えられます。平常時は可視化された地域の電力消費情報のIPDC配信、IPDCによるデマンドレスポンスなどの新たなサービスの創出も可能になると考えられます。</p>
<p>8. 新聞電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平について</p>	<p>蓄積型放送は、従来型放送と性質が異なるため、現行の放送規律とは別の放送規律を設けることが合理的であると考えます。</p> <p>蓄積型放送の放送規律は、蓄積型放送を提供する委託放送事業者を中心として議論を行い、自主的にガイドラインを策定していくことを希望します。</p>
<p>11. その他</p>	<p>V-Low帯域では、各地にホワイトスペースが発生すると想定されています。「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書（平成20年7月15日）」での報告の通り、新型コミュニティ放送を含むIPDC等の新たな放送にホワイトスペースを活用するべく、早期に制度検討を開始することを要望します。</p>

以上

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 150-8001
(ふりがな) とうきょうとしぶやくじんなん
住 所 東京都渋谷区神南2-2-1
(ふりがな) にっぽんほうそうきょうかい
氏 名 日本放送協会
(ふりがな) まつもとまさゆき
会長 松本正之

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1. 放送対象地域 放送対象地域を原則として県域(三大広域圏のみブロック)とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域メディアとしての音声放送サービスの現状を踏まえたものとして適当と考えます。 ・なお、三大広域圏においても県域向けサービスが可能となるよう配慮が必要と考えます。
<p>2. 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域内において(複数でなく)一の事業者に免許を付与すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性を考慮し、放送対象地域内において、受託放送事業者は一とするのが適当と考えます。
<p>3. 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1者とすべきか、ブロック/県域ごとに1者の参入を募り全国的には複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放送対象地域ごとの受託国内放送の均質性および事業の安定性・継続性の観点から、受託放送事業者は全国1者とするのが適当と考えます。 ・なお、当該受託放送事業者は、委託放送事業者の多くが出資するコストセンター的な性格を持つ事業者で、かつ、V-Lowマルチメディア放送が担うことが期待されている公共的役割を踏まえ、オールジャパン的性格を持ち十分な責任体制を有する事業者とすることが望ましいと考えます。
<p>4. 委託放送事業者による音声や音楽の放送 既存のAMやFMのアナログラジオの放送番組をサイマルする計画やその他のストリーミング放送による音声・音楽放送の計画等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NHKが委託放送事業者として参入する場合は、現在のラジオ第1・第2放送、FM放送の放送番組をサイマルする計画があります。
<p>5. ソフト(委託放送業務、番組提供事業)参入の多様性 委託放送事業者にある程度まとまったセグメントを割り当てて設備投資の効率性やアプリケーションの柔軟性を確保しつつ、地域メディアの担い手としての地元資本やベンチャー企業が委託放送事業者や番組供給業者として参画できる制度上の工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多彩なサービスを提供し、普及を促進するためには、独立した編集権をもつ多様な主体が委託放送事業者として参入できる枠組みが適当と考えます。
<p>6. 委託放送業務展開のための共通事業基盤 委託放送事業者が共通して利用する製作や認証・課金等に係る設備の保有や運用など、いわゆるプラットフォーム機能を含む事業基盤としての機能を受託放送事業者が提供することの是非やその機能の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事業基盤は、既存のシステムを含め多様な選択肢の中から委託放送事業者が選択できることが望ましいと考えます。受託放送事業者は、極力受託放送事業のコストセンター的役割に特化することが望ましいと考えます。

<p>7. 委託放送事業者による災害情報の提供</p> <p>必要な災害情報が多数の国民に届くための方策とそれを実現する事業展開の計画、安心安全な社会システムの一部となり得る端末の開発普及の可能性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時を含め、「安心安全な社会システムの一部となり得る端末」となるためには、その端末が平時に利用されていることが重要であり、放送、通信を問わず多機能端末が今後一層普及していくことが予想される中であっては、災害時の情報もそうした多機能端末で入手できることが、「必要な災害情報が多数の国民に届くための方策」としても「安心安全な社会システムの一部となり得る端末」としても重要であると考えます。
<p>10. 受託事業者の選定手続(周波数オークションの適否)</p> <p>受託事業者の選定手続として周波数オークションによることの適否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・V-Lowマルチメディア放送は、公共的な役割を担う放送であることが期待されており、周波数オークションによる受託放送事業者の選定手続は適当ではないと考えます。 ・なお、すでにオークションが実施されている米国においても、公共的な役割を持つ業務(公共安全無線、公共放送、非商業教育放送など)に用いる周波数帯は、オークションの対象外と位置づけられています。

意見書

平成23年2月1日

総務省情報流通行政局
放送政策課 御中

郵便番号 100-0004

住所 東京都千代田区大手町 1-1-3

大手センタービル

氏名 社団法人電子情報技術産業協会

CE 運営委員会 委員長 田胡修一

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
1 1 . その他	新たな市場の創出の観点から、V-Low マルチメディア放送は期待されるところであり、その普及が肝要と考えます。例えば、現在普及しているワンセグ放送との基本的な親和性を保つシステム展開は資産流用が図られ、機器の低廉化による普及に繋がると考えられます。また、受信機の全国的な普及に向けては、豊富且つ魅力ある番組が継続的に且つ、全国を網羅して放送されることが重要で、市場からも期待される場所と考えます。

意見書

平成 23年 2月 1日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

郵便番号 356-0039

(ふりがな)

住 所 さいたまけんこうのすしひがし
埼玉県鴻巣市東 1-1-25

(株)フラワーコミュニティ放送 (内)
コミュニティ・サイマルラジオ・
アライアンス (略CSRA)

(ふりがな)

氏 名 V-Lowにおける^{ちいまめ}地域メディアの

^{ありかた}在り方に関する^{れんらく}連絡協議会

(略VLCA)

代表 ^{きむらたろう}
木村太郎

「V-Lowマルチメディア放送の制度枠組みについての意見公募」に関し、別紙のとおり、意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>1 放送対象地域について 原則は県域。 関東・中京・近畿は広域ブロックとすること。</p>	<p>インターネットに放送と同時に配信をしているコミュニティ放送局でV-Lowマルチメディア放送を目指す集合体V-LCAとしては、地域情報メディアとして、V-Lowマルチメディア放送を構築していく観点から、放送対象地域を原則県域とすることに賛成します。また、三大都市圏については、都市部ならではのサービス展開が必要になると考えることから、賛成します。</p>
<p>2 放送対象地域の受託放送事業者を一とすること 放送対象地域において、一の受託放送事業者に免許を付与すること。</p>	<p>セグメントを連結して一つの送信機で放送することができるデジタル技術による周波数の有効利用の点から受託放送事業者を一とすることに賛成します。 V-Lowマルチメディア放送は、新しい音声メディアの基幹放送になると期待をしており、受託放送事業は今後のデジタル移行に重要な役割になるため、公共的な位置づけになる必要があります。</p>
<p>3 受託国内放送の全国展開 ハード整備主体としての受託放送事業者を全国1とすべきか、県域ごと複数の受託放送事業者が併存することがあり得るようにすべきか、について。</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の受託放送事業は、今後の音声メディアがデジタルに移行するためにも、受信者に信頼を提供する必要があります。加えて、設備仕様が複数にわたることは委託放送事業者に負担が生じる可能性があります。受託放送事業のなかには、災害時も含め「プラットフォーム」のような役割をイメージします。その観点からも、受託放送事業者は全国1であることが適当と考えます。 また、この受託放送事業者は公共的である必要が高いことから、マイノリティの声も拾えるような体制を取ることが望ましいと考えます。</p>
<p>4 委託放送事業者による音声や音楽の放送 音声放送の計画、受信端末普及の見込み、音声放送が果たす公共性と提供主体の考え方について。</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送は、新しい音声メディアとして位置付けられるべきと考えます。新しい音声メディアに必要なのは、まずは、ユーザーであるリスナーが何を聞こうか迷うぐらいのチャンネル数でなくてはならないと考えます。 インターネットで配信をしているコミュニティ放送局のプラットフォーム（サイマルラジオ）には現在、50局以上あり、言い換えれば50以上のチャンネルがあるわけです。多数のリスナーがこのサイマルラジオを楽しんでいます。 受信端末の普及や現行ラジオからV-Lowマルチメディアへのゆるやかな移行を考えた場合に、既存ラジオ局によるサイマル放送は必要と考えます。しかしながら、新しいメディアとしての訴求も必要ですから、既存ラジオとエリアが重複する場合は、その期間を限定するなどの考え方を入れて行く必要もあると思います。</p>

<p>5 ソフト（委託放送業務・番組提供事業）参入の多様性 地域メディアの担い手としての地元資本や新しいアプリケーション提供の担い手となる事業者の参画における工夫について</p>	<p>様々に彩られた音声チャンネルが多数出現することが、受信機の普及にもつながるものと確信をしています。スカパーのように、一つの魅力あるコンテンツを得るがために加入をすることがあるように、無料の音声放送が多数あることが、V-Lowマルチメディア放送の世のなかへの訴求になるし、普及が促進すると確信しています。したがって、1セグメント単位より細かな単位でも参入ができ、多様な音声チャンネルのラインナップができるようにする必要があります。</p>
<p>6 委託放送業務展開のための共通事業基盤 受託放送事業者がプラットフォームを含む事業基盤としての機能を委託放送事業者に提供することの是非とその提供機能について</p>	<p>受託放送業務に求められることは、第一には公共的な立場として、リスナーから信頼され、安心と安定を提供するためのセンターということはありませんが、単なるハード会社でもないと考えます。V-Lowマルチメディア放送の創出には、コンテンツが寄り集まるというよりは、一つの「V-Lowマルチメディア放送」という大きなサービスでなければ、災害時なども考えると皆さんに信頼される放送とは言えません。そのためには、公共性を大前提としながらもチャンネル配分等限定的な一部編集権も備えたプラットフォームの役割も担うことが、発展に資するものと考えます。</p>
<p>7 委託放送事業者による災害情報の提供 災害情報が多くの国民の手に届く方策、端末の開発普及等について。</p>	<p>移動時を含め、災害情報の提供は、取り得ることができるあらゆる手段を講じるべきです。それは、委託のみならず受託事業者側においても言えることだと思います。特に、緊急地震速報や津波情報などの速報情報は、受託事業者側の発する信号が当該地の委託放送に割り込んで、受信機の起動や情報を伝達することが、少しでも遅延を抑えることができ、人命を救うこととなります。その後の安否情報や災害時の様々な情報は当該委託放送事業者の責任として、きめ細かな情報を提供します。受託側、委託側で合わせて災害時に対応をする方策がとれば、受信端末の開発並びに普及がなされるものと考えます。</p>
<p>8 新聞の電子版等の配信に対する放送規律と配信機会の公平</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送に新聞等の配信がなされる場合は、例外なく放送法に拠るべきものと考えます。</p>
<p>9 NHKの受託・委託国内放送事業への参入</p>	<p>V-Lowマルチメディア放送の周波数帯は、地上デジタル放送に移行後の周波数帯です。これはすなわち国民の有限の資源です。この点をとってもV-Lowマルチメディア放送にNHKが参入しないということは考えられません。NHKの役割は、国民の生活に資するための放送事業を遂行するわけですので、受託国内放送並びに委託国内放送への参</p>

	入は必須事項と考えます。
10 受託事業者の選定手続き (周波数オークションの適否)	V-Lowマルチメディア放送は、公共的な基幹放送として発展する性格のものであります。海外のように採算性の高い周波数をオークションで売買される事業性のみを追求するメディアとは異なります。従いまして、周波数のオークションは不相当であり、反対いたします。
11 その他	<p>V-LCAは、コミュニティ放送局が地上波で放送している自主制作番組をインターネットで同時に配信をしています。今やデバイスは携帯端末のアプリもあり、大勢の方に自由に聞いていただいております。この実感から、世のなかのデジタル化が加速していくと痛感しています。従って、アナログラジオにおいて「ゆるやか、かつ、速やかな」移行を視野に入れる必要があるのではないかと思慮します。</p> <p>その際の牽引力としては当然のことながら既存ラジオ局の存在があります。既存ラジオ局がV-Lowマルチメディア放送参入、推進していくにあたっては「マスメディアの集中排除原則」の適用除外を強く希望します。</p> <p>また、今回の18MHzの帯域から割り当てられるチャンネルは限られております。したがって、放送を主体とし、通信は放送の補完的なデータ伝送に使用し、多様な音声チャンネルの創出することを期待します。</p> <p>最後に、将来的にコミュニティ放送の需要に見合うデジタル化をお願いします。</p>